

「神武田」に造営された神武天皇陵をめぐる諸説

——大澤清臣『畝傍山東北陵諸説辨』——

外池 昇

はじめに

- 一 大澤清臣と著者所蔵本『畝傍山東北陵諸説辨』
- 二 「神武田」に造営された神武天皇陵をめぐる動向
- 三 『諸説辨』にみる神武天皇陵「神武田」説
- 四 富岡鉄斎の書き込み
おわりに

表Ⅰ 「大澤清臣勘註類一覽（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵分）」

表Ⅱ 「大澤清臣陵墓関連著作（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵分）」

〔史料編〕著者所蔵本の「翻刻」・「現代語訳」

はじめに

今日宮内庁の管理する神武天皇陵は奈良県橿原市大久保町に存する。いうまでもなく神武天皇は『古事記』『日本書紀』が載せる初代天皇であるが、その陵がどこであるのかについては近世以来さまざまに議論されてきた。そのような神武天皇陵が現在の地に定められたのは、ようやく文久二年二月十七日の孝明天皇による「御達」によつてのことであつた。

当時神武天皇陵の地として取り沙汰されていた三箇所について、本稿の主旨に関連する範囲で概略を述べておく。

まず、右にみた現在なお神武天皇陵とされている地についてである。以下本稿ではこれを山本村の「神武田」（あるいは単に「神武田」「ミサンサイ」とする。これは、すでに元禄期になされたいわゆる元禄の修陵に際して、正式の神武天皇陵としてではないものの、神武天皇あるいは神武天皇陵に由縁のある地として認識されており、遅くとも嘉永五年までには、正式の神武天皇陵（「塚山」（後述する））と並んで「帝陵内敷与相聞候場所」とされるに至つていた。

次は「塚山」である。「塚山」は、右にみた元禄の修陵に際して幕府によつて正式に神武天皇陵とされた地である。「塚山」は高市郡四條村に存する。以下これを四條村の「塚山」（あるいは単に「塚山」とする。この「塚山」が神武天皇陵とされたのは、元禄の修陵の際の奈良奉行所の取り調べに四條村と「塚山」については持ち合いの小泉堂村こせどうの役人が、「塚山」を神

武天皇の「御廟」と申し立てたことによる。そしてすでにみた文久二年二月十七日の孝明天皇の「御達」以降は、当然「塚山」は神武天皇陵としての管理を外されることになるが、その後の経緯として興味深いのは、その「塚山」が明治十一年二月に第二代綏靖天皇陵とされたことである。²⁾

三番目には、「丸山」である。「丸山」は高市郡洞村に存する。以下これを洞村の「丸山」(あるいは単に「丸山」とする。「丸山」は畝傍山内にあるために、『古事記』の「畝傍山北方之白檮尾上」や『日本書紀』の「畝傍山東北陵」との記述に比較的適合すると思われる地として注目され、蒲生君平や本居宣長また竹口英斎、北浦定政等によってそこが神武天皇陵であるとの説が出された。つまり「神武田」と「塚山」は、それぞれ畝傍山とはそれなりの距離がある平地に存し、右にみた『古事記』『日本書紀』の示す畝傍山内に神武天皇陵が存するという記述に合致すると考えるには無理があつたのである。しかしそれにもかかわらず「丸山」説は孝明天皇の容れるところとならず、当然朝廷・幕府によって「丸山」が神武天皇陵として修補されることもなかった。

ただし本稿で後に触れることにもなるが、この「丸山」は、「かし」(本居宣長著『玉勝間』にみられる竹口英斎の言)・「カシフ」(天王)「コレウ」(磐根山)(竹口英斎著『陵墓志』)・「丸山」(北浦定政著『打墨繩』)・「御陵山」(蒲生君平著『山陵志』)・「白土の鼻」(岩鼻)(津

川長道著『卯花日記』等と呼ばれているのであって、決して「丸山」と呼ぶことが一般的であるということでもなければ、他の名称よりも「丸山」と呼ばれる頻度が高いということでもなかったと思われる。それならば当然、ある時期以降なぜ専ら「丸山」とされるようになったのかという疑問は湧くが、今はさて置く。

一 大澤清臣と著者所蔵本『畝傍山東北陵諸説辨』

ここでは『畝傍山東北陵諸説辨』の著者大澤清臣について、山田三郎による『大澤清臣翁雜記』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）の「故大澤清臣先生畧伝」（本稿では「畧伝」とする）と、奈良県編『大和人物志』（明治四十二年八月、昭和四十九年三月に名著出版から複製）（本稿では『人物志』とする）の「大澤清臣」の項を主要な拠り所として、本稿に関する事柄を中心に述べ、かつ、大澤清臣が著した陵墓に関する勘註の類等について概観することにした⁽³⁾。

大澤清臣は、天保四年正月三日に大和国添下郡都跡邑（奈良県奈良市尼辻・西ノ京一带）に郡山郷士の子として生れた。はじめ漢学と歌学を学んだが、歌学は香川景樹の門人御影顯成と伴林光平に学んだ。安政四年十一月に京都に出て壬生家の雑掌となり、谷森善臣に就いて国史を研究した。文久元年に勅命によって山陵取調べに従事し、同年その功により金三十兩を賞賜された。また、元治元年の兵火により壬生家の文庫が燃えようとした時大澤清臣はこれを防

ぎ、この功により慶応元年十二月に特に官人に列し永世禄三十俵を賜った。⁽⁴⁾ 谷森善臣との邂逅が、その後の大澤清臣の方向性の基本を形成してゆくことになるのであるが、その谷森善臣は文化十四年の生れであるから、谷森善臣は大澤清臣より十六歳年長である。

そして大澤清臣は明治二年九月二十九日に神祇官諸陵権允となり、その後諸陵允に進み、官制の改正によって文部省・教部省・内務省に転じたが、明治十一年三月には宮内省に転じて御陵掛となった。⁽⁵⁾ この間およびこれ以降の大澤清臣の陵墓への取り組みについて、「畧伝」は次のように記す。

爾来至誠盡忠。職を奉し茲に二十有三年此間皇陵取調の朝命を奉じ、畿内東海南海及び西海の諸道を巡検すること、前後十有次其功績頗多し。方今歴代の皇陵嚴然として修まり、また昔日の如き其所在明かならざるものなきは固と皇運の然らしむる所なりと雖とも先生（大澤清臣）の精忠興りて功なしとせず、

さらに大澤清臣は、明治十三年十二月に東京大学法学部兼文学部講師となると翌年二月に文部省御用掛兼務を申し付けられ、以後明治十九年一月に同大学兼職を解かれるとともに文部省御用掛兼務を免ぜられるまで、東京大学の教壇に立ったのである。⁽⁶⁾

さて右の「畧伝」からの引用に「職を奉し茲に二十有三年」とあるのは、明治二年に神祇官諸陵権充となったのを起点として考えると考えられ、かつ大澤清臣が亡くなったのは明治二十五年九月十六日であることから、右の引用部分は全体として、大澤清臣が陵墓に関する事柄を終生の仕事として取り組んだことを述べたものと解されよう。

さて陵墓に関する大澤清臣の著述は勘註の類に限ってみても、表Ⅰ「大澤清臣勘註類一覧（宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵分）」・表Ⅱ「大澤清臣陵墓関連著作一覧（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵分）」の通り膨大なものである。いずれも宮内庁書陵部が宮内公文書館あるいは図書寮文庫で所蔵・公開するもので、大澤清臣がこの時期の陵墓行政にあつていかに重要な存在であつたかということがこれによつても一目瞭然である。

また、大澤清臣等による陵墓に関する勘註やその類であつても、宮内庁書陵部の宮内公文書館や図書寮文庫に所蔵されていない例もある。以下拙稿「宮内省官員による群馬県内の古墳調査―明治十一年「宮内省諸陵掛検註写」―」（調布学園女子短期大学『調布日本文化』第七号、平成九年三月）からそのような一例について述べる。

それは、明治十一年十一月二十日に大澤清臣・大久保忠保によつて著された「宮内省諸陵掛検註写」（本稿では「検註写」とする）である。小杉榎^{すきむら}編『古制徴証』に収録されており、齋藤忠編著『日本考古学史資料集成2 明治時代Ⅱ』（昭和五十四年十一月、吉川弘文館）に掲

載されている。「検註写」は、前二子山古墳（群馬県前橋市）の被葬者が崇神天皇皇子豊城入彦命墓であるかについて著されたものであるが、この他にも群馬県内の多くの古墳について取り上げている。但し、「検註写」による考証によって陵墓として治定されるに至った例は前二子山古墳も含めてない。⁽⁸⁾ そうしてみると、陵墓に関する勘註やその類であっても宮内庁書陵部の宮内公文書館や図書寮文庫に所蔵・公開されているものは、勘註等の結果陵墓とされた場合に限られるものかとも思われるが、ここで直ちにそのような見通しが立てられる訳ではない。

その上で敢えてひと言付け加えれば、これらの大澤清臣による著作は、陵墓として新たに定めようとする（あるいは陵墓ではないとされる）ための勘註の類と、すでに陵墓とされている場合についての著作とに分けることもできよう。例えば、ともに宮内公文書館に所蔵されている「山陵考」と「聖徳太子磯長墓実検記」は後者に属するものである。

この「山陵考」と「聖徳太子磯長墓実検記」についてなおみると、「山陵考」は、そこに取り上げられた諸天皇陵についての何等かの疑義が生じたために著されたのではないし、「聖徳太子磯長墓実検記」も聖徳太子墓についての疑義が生じたために著されたのではない。それでは「山陵考」や「聖徳太子磯長墓実検記」は何のために著されたかという点、「山陵考」は、自らの師に当る谷森善臣による『山陵考』が文久の修陵で修補された諸天皇陵の治定の根拠を

記したものでありながら河内以下の諸天皇陵についての記述が省かれていたため、その部分を補なおうとして執筆されたのであり、⁹⁾「聖徳太子磯長墓実検記」は、聖徳太子墓の「御廟御修理」「今般御柵門御造建」¹⁰⁾に当って明治十二年四月に大澤清臣等が宮内省から出張して窟内を調査した際の報告書として執筆されたものである（後述）。

それでは本稿で取り上げる大澤清臣著『畝傍山東北陵諸説辨』（以下『諸説辨』という）は、数ある大澤清臣の著作の中でどのように位置付けられるのであろうか。そして、大澤清臣は『諸説辨』で何を著し何を主張しようとしたのであろうか。本稿で依拠する富岡鉄斎による書き込みのある著者所蔵本特有の事柄も含めて、ここに概観することにした。

著者所蔵本『諸説辨』は、著者が古書店から購入したものである。大澤清臣の自筆ではなく、後に述べる通り明治十二年四月に堺にて大澤清臣富岡鉄斎に会った際に『諸説辨』を借りて筆写させた本である。その末尾には既に指摘した富岡鉄斎自身による書き込みがある。

この他『諸説辨』は『畝傍山東北陵諸説辨』として、宮内庁書陵部図書寮文庫・同宮内公文書館¹²⁾と金光図書館¹³⁾（岡山県浅口市）に所蔵されている旨その目録・データベースにみえる。本論文では、富岡鉄斎による書き込みについても考察の対象とすることから、専ら著者所蔵本に依拠する。

二 「神武田」に造営された神武天皇陵をめぐる動向

次いで、この時期における「神武田」に造営された神武天皇陵をめぐる動向について述べる。いま「この時期」と言ったが、それについては当然本稿で注目している『諸陵辨』が著された明治十一年のみならず、その前後に幅を拡げることにもなる。

この時期における注目されるべき動向として、明治十年二月十一日の紀元節になされた明治天皇による神武天皇陵の親祭がある。これは「大和国ならびに京都行幸」といわれる明治十年一月二十四日から始まる行幸においてなされたもので、西南戦争の勃発によって還御の日程が変更されたが、本来であればこの神武天皇陵親祭は行幸全体の掉尾を飾るべく位置付けられていたものである。

この明治十年は、文久の修陵において「神武田」の神武天皇陵が完成した文久二年から十五年後であり、明治天皇は二十六歳である。

この頃の「神武田」に造営された神武天皇陵についての言説をめぐる記述を載せる書籍がある。檀原神宮第七代・第十一代宮司の菟田茂丸うだいかしまる著『檀原の遠祖』（昭和十五年一月、平凡社、平成二十八年三月に檀原神宮序より覆刻）の二四「檀原神宮創建」二「宮陞顕彰の機運」から引く。

明治十三年の末、奈良県南葛城郡大正村大字檜原の奥野陣七といふ人が、同県高市郡畝傍町に転住して来ました。此の人の経歴は不明であります。性来至つて記憶力が強く、殊に史蹟の研究を好む人でありました。時恰も明治十二年頃は、畝傍山東北陵を山麓の桜川をへだてた平地に御治定になつてから未だ日も浅く、御陵の御所在については、一方に畝傍山東北の中腹、丸山塚（洞村の「丸山」）の主張者の熱意も、まださめてゐない折柄でありましたので、谷三山等の山陵研究家の学者たちに交際する機会が多く、それに性来の強記が役立つて、其の後相当の郷土史家となつて、御聖蹟に関する幾多の小冊子を發行致してをりますが、明治二十八年には国学者の権田直介^(助)、平山省齋、矢野玄道等の検閲を得て、「神武天皇御記」と題する木版本を著作發行いたしましたのであります。此の書は、恐らく明治以後に於ける神武天皇の御聖蹟研究に関する著書の嚆矢^{はしめ}でありませう（傍点引用者^註）。

この引用の傍点部に、「明治十二三年頃は、畝傍山東北陵を山麓の桜川をへだてた平地に御治定になつてから未だ日も浅く、御陵の御所在については、一方に畝傍山東北の中腹、丸山塚の主張者の熱意も、まださめてゐない折柄でありました」というのは、「明治十二三年頃」の神武天皇陵をめぐる動向について述べた貴重な記録といふべきである。つまり「明治十二三年頃」には、神武天皇陵「丸山」説は「まださめてゐな」かつたのである。そして「畝傍山東北

陵を山麓の桜川をへだてた平地に御治定になつてから」（傍点引用者）という「神武田」に営まれた神武天皇陵周辺の地形についての「平地」との形容には、そこを神武天皇陵だとすることについての疑義の存在を婉曲に代弁する表現として読み取ることもできよう。そしてその伝えているならば、右にみた明治十年二月十一日の紀元節の明治天皇による神武天皇陵の親祭についても、例えば満を持して行なわれたなどというよりも、むしろそのような環境の中で敢えてなされたと解する余地もありはしないかとすら思われる。

さて右の『檀原の遠祖』からの引用には奥野陣七著『神武天皇御記』¹⁵（明治二十八年八月）について言及した箇所があつたが、同書には洞村の「丸山」についての記述がみられる。引用する。

ウネビヤマウシトラシラカシヲ、エラミマ、キ
畝傍山東北白檀尾上御陵とあるを畝傍山より彼川（久米川または桜川）を隔て、御陵の
イカ、ヒトオホ
は如何なぞ尋ぬる人多かりぬ（○編者（奥野陣七）年来古説と実地とを檢ぬるに畝傍山御
レウチ、ノ、オ
料地東北尾に小高き所あり字丸山、称ス、此地は方今白檀村大字洞村社は上古の御陵域内に
もあらざるかと先哲大人等の考かあればさもあらぬ乎）

右の引用の冒頭の「畝傍山東北白檀尾上御陵」は、『古事記』の「畝火山北方白檀尾上」と

『日本書紀』の「畝傍山東北陵」を繋ぎ合わせたような恰好である。奥野陣七はこれを踏まえた上で、山本村の「神武田」に新たに造営された神武天皇陵が畝傍山から離れているだけでなく久米川（または桜川）までをも跨ぐというのは、「いかがなものか」と尋ねる者も多い、というのである。

奥野陣七は当時、「神武田」の神武天皇陵に接して自らが率いる報国社あるいは畝傍檀原教会を構えて参拝者を誘引していたのであるから、奥野陣七による神武天皇陵の観察や見識にはそれなりの根拠があるとみなしなければならない。その上で奥野陣七は、「畝傍山御料地」の東北の尾にある小高い所が「字丸山」で今では「白檀村大字洞村社」となっているが、これが「上古の御陵（神武天皇陵）域内」ではないかとの「先哲大人等」の考えがあるのでそうなのであるのか、という。ちなみにこの「先哲大人等」は本居宣長を、そして蒲生君平をも指すのであろう。

次に、明治十八年（一八八五）四月の白野夏雲著『神武天皇御陵考』を取り上げる。これは、写本が宮内庁書陵部宮内公文書館と同図書寮文庫に所蔵されており、すでに拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論―真陵は畝傍山全山―」（成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第三十三輯、平成三十年三月）でその内容に検討を加えるところにその全文を載せており、ここでは本稿の視点から特に指摘するべき事柄について述べることにする。

白野夏雲著『神武天皇御陵考』は、「神武田」に造営された神武天皇陵の否定論を強烈に展開する。何しろその冒頭は、「大和国畝傍山ノ東北ナル地名神武田中ニ於テ文久三年ノ頃新ニ定メサセラレシ神武天皇御山陵ノ地ハ其当否イカ、有ヘキヤノ事⁽¹⁶⁾」という、つまり文久の修陵で「神武田」に新たに神武天皇陵が造営されたことの「当否」を問うという極めて直截な表現なのである。

これに続けて『神武天皇御陵考』は、元禄期以降文久の修陵に至るまでの神武天皇陵をめぐる諸種の議論や動向について言及するが、そこには誤謬等が多くみられそのいちいちをここでは取り上げない。それよりも注目すべきことは白野夏雲が神武天皇陵について、「カケマクモカシコケレト神武天皇ノ真御陵ハ正シク此ニアラスシテ別ニ坐スヘキハ論ナク⁽¹⁷⁾」との厳しい認識に立脚していることである。そして白野夏雲は、「其別ニ坐スヘキ真御陵ノ御在所ヲ茲ニ陳述スルニ方リ先ツ畝火山ノ形態ヨリ説キ起スヘシ⁽¹⁸⁾」として、畝傍山の「形態」に注目した議論を展開する。白野夏雲はこういう。

・(畝傍山の形勢は)「東北⁽¹⁹⁾」ニ聳ヘ岨チ西南ノ寛ク延タル野中ニ独立セル岳山ナリ、サレハ前ニモ言ヘル如ク山勢ノ寛ク延ヒ帝都(橿原宮)ニ向ヒタル西南面ヲ以テ表面トシ之ニ背キテ聳ヘ岨チタル東北面ヲ以テ裏面トスヘキハ山ノ形勢位置ニ於テ論ナキモノトスヘシ⁽²⁰⁾

すなわち、畝傍山は東北から西南にかけて延びる独立する「丘山」であり、その西南には「帝都」（橿原宮）が存する。その反対側（つまり東北）を「裏面」とすれば、畝傍山全山を神武天皇陵として何ら問題はない、とするのである。

その上で「御在所」（神武天皇の遺骸が埋葬されているとされる場所）について、次のようにいう。まずは、『古事記』の「畝傍山北方白禰尾上」についてである。

尾上ト云フモ尾ト云フモ我俗ニハ古クヨリ総テ山ノ嶺ヲ言ヘリトセハ、先当時帝都ヲ相シ給フニ畝火山南方ノ地ニテシカモ橿樹ノ多ク生シタル場所ハ神大和ノ国ノ最中ニテ其地位殊ニ宜シキニ協ヒタレハ茲ニ帝都ヲ定メ王宮ヲ建サセラレ名ツケテ橿原ノ宮ト称シ、此宮樹ハ遠ク畝火山ノ頂上ニマテ推連リテ生シタレハ即チ畝火山ノ頂キヲモ同シク橿ノ尾上ト称シ給ヒシナルヘシ、（略）ソレカクノ如ク畝火山ノ頂カ即チ白禰ノ尾上ナリセハ此天皇（神武天皇）ノ御陵ハ此山ノ頂ニ在サテハ協ハヌコトナリ、且ツ其北ノ方ト言ヘルハ帝都ノ北ニ当テ之ニ向ヒ南面ヲ表トスル山ナレハ其山頂ハ帝都ヨリ云フモ山形ヨリ云フモ北方ナラサルヲ得ス⁽²⁾

右の引用の前段にみえる「橿樹」についての考え方をここで論じる用意はないが、後段をも

含めて『古事記』の「畝火山北方白檀尾上」について、地勢からみた上でのいかにも整合性のある説明がなされている。

次には、『日本書紀』の「畝傍山東北陵」との記述についてである。

畝火山ハ東北ニ切立タルカ如ク西南ニ寛ク延テ更ニ東北ニ向ツテ漸ク高ケレハ、此第一高キ処即チ長ク延タル西南ノ表面ヨリ云ハ、正シク丑寅（東北）ノ岨ナルヘシ、サレハ本山ノ第一高キ処カ白禱ノ尾上ニテ白禱ノ尾上ハトリモ直サス丑寅ノ岨ナルコト甚タ明ナリ²²

ここに至って白野夏雲は、『古事記』の示す「北方」と『日本書紀』の示す「東北」との矛盾をなお残しつつも、ともかくも自説を完結させたのである。

畝傍山全山を神武天皇陵と解する白野夏雲の説は、もとより山本村の「神武田」の神武天皇陵の否定に他ならず、ここでみてきたいいくつかの議論と並べられるべきものであるが、そもそも『神武天皇御陵考』が何を目的として誰に宛てて著されたのか等については、現存する二種の写本には宛先が欠けていることもあり、考察の手懸りが全くない。

しかしその問題とは別に、白野夏雲著『神武天皇御陵考』には、本稿の視点から極めて注目すべき記述がある。次の通りである。

今更彼是陳述センコト職外(管)潜越ニ涉リ恐懼ニ堪ヘサレトモ、乍去当御陵地〔神武田〕の神武天皇陵ノ兼テ相違セシコトハ往々世人中ニモ私評致候者モ不尠、夏雲等モ再次本州ニ立入右新御陵ヲ拜シ奉ル毎ニ、果シテ世人私評ノ如ク全ク御真地ニハアルマシキ事ヲ深ク疑惑セシノミナラス⁽²⁾

ここにみえる「私評」「世人私評」とは、当然、「神武田」に造営された神武天皇陵の信憑性に関する言説に他ならない。「当御陵地ノ兼テ相違セシコトハ往々世人中ニモ私評致候者モ不尠」とは、その様子を良く示すものと思われる。それにしても惜しまれるのは、白野夏雲がその「私評」の具体的な内容を一切記していないことである。しかし白野夏雲は次の引用において、神武天皇陵をめぐる「真偽ニ疑惑」「抱ク処ノ疑惑」「真偽当否等世上ニ論弁シ或ハ内外新聞紙其他ニ掲載吹聴」「世評」「御陵御在所ノ当否ニ深ク疑惑ヲ抱キ尚之ヲシモ忽諸ニ附セシコト」「御真地ニアラサルコトヲ認知シ之ヲシモ黙止センコト」「世ノ私語」「我皇祖ノ御大陵ハ永遠其御真地ヲ失ヒ」等々について、独自の視点から述べている。

今皇国ノ臣民ニシテ親シク御陵ヲ奉拜センモノニアランニ、其心裏既ニ御陵御在所ノ真偽ニ

疑惑ヲ抱カハ敬畏尊信ノ心何ニ由ツテ生ス可キカ、若シ抱ク処ノ疑惑ヲ措キ強テ敬畏尊信ノ状ヲ学フカ如キハ、却テ之ヲ瀆シ奉ルモノト言フヘシ、殊ニ方今万国ノ御交際モ日ニ広ク、為ニ各国ヨリ来航ノ外人中ニハ往々皇国ノ古典ヲ講究シ古語ノ訓話ヲ取調候向々モ有之哉ニ相聞ヘ、万一右等ノ外人ニシテ一度本州ノ実地ニ立入り適々皇祖御大陵ノ御在所如何ニ心着キ、其口頭ヨリ真偽当否等世上ニ論弁シ或ハ内外新聞紙其他ニ掲載吹聴スル等ノ場合ニ至ルアラハ御体裁ノ關係モ少カラス、加之既ニ世評ト同ク自己一身ニ於テモ御陵御在所ノ当否ニ深く疑惑ヲ抱キ尚之ヲシモ忽諸ニ附セシコト皇国臣民ノ分ニ於テ固ヨリ忍難、サレハ微力ノ及フ所之ヲ講究スヘキハ勿論ニテ既ニ講究ニ因テ果シテ御真地ニアラサルコトヲ認知シ之ヲシモ黙止センコトハ更ニ不忠ノ至リナランカ、且幸ニ今後外人等ノ口頭ニモ係ラス漸ク世ノ私語モ此儘日ニ消滅ニ属スルニ至ラハ終ニ万世不拔ノ御勲業アル我皇祖ノ御大陵ハ永遠其御真地ヲ失ヒ、今ノ幸ハ却テ皇国臣民ニ大不幸ノ之ニ過キタルモノアルヘカラス、是則チ愚考ヲ陳述スル所以ナリ²⁴

「外人」云々についてはここでは省くことにするが、右の引用からは、白野夏雲の神武天皇陵に対する実に真摯な姿勢が明瞭である。特に「漸ク世ノ私語モ此儘日ニ消滅ニ属スルニ至ラハ終ニ万世不拔ノ御勲業アル我皇祖ノ御大陵ハ永遠其御真地ヲ失ヒ、今ノ幸ハ却テ皇国臣民ニ

大不幸ノ之ニ過キタルモノアルヘカラス」との言は、それを白野夏雲が意識したにせよしなかつたにせよ、天皇陵一般をめぐる問題の本質を衝く重要な問題提起になっている。

文久の修陵に際して造営された神武天皇陵に向けられたこのような言説は、これまで正面から学界で取り上げられたことはなかつたと思われる。確かにこのような言説は検索が極めて困難で提示され得る例も限られ、従つてその位置付けも至つて困難である。

しかしながら、これからその内容の検討に立ち入ろうとしている『諸説辨』にみえる極めて強い調子の「神武田」に造営された神武天皇陵の擁護論は、むしろ、右にみたその否定論の存在（それには未だ確認されていない否定論も含まれる）なくしては到底理解することができないものである。

三 『諸説辨』にみる神武天皇陵「神武田」説

前章までにみた通り『諸説辨』は、「神武田」に造営された神武天皇陵の信憑性に関する言説への反論として著されたものである。そのことは、『諸説辨』の冒頭に「（「神武田」に造営された神武天皇陵について）猶いかにそやと疑ふ人もありとか」とした後で、「もし其（「神武田」に造営された神武天皇陵の）在所のたかひらむには御陵の御為にいとまかしこきわざにしあれハ」とするようない強い調子の執筆の動機があるのであれば、まさに一目瞭然であ

る。

ここでは、『諸説辨』における大澤清臣による「神武田」に造営された神武天皇陵の擁護の主張の詳細についてみることにする。ただし、『諸説辨』で取り上げられた著者・著作の総てを取り上げることができないので、その中からいくつかを選び、それに対する大澤清臣の主張をみることにする。

以下、著者・著作ごとに『諸説辨』から取り上げることになるが、それぞれひとつ目の「・」で対象となった著者・著書の説を引用し、次の「・」で大澤清臣の主張を引用する。それぞれの説・主張については、多くは本稿〔史料編〕の「現代語訳」に拠るが、本章の趣旨を重んじた表現にするために適宜改変することがある。

まず本居宣長である。『諸説辨』では『玉勝間』が取り上げられている。

・(本居宣長(あるいは竹口英斎)の説) 本居宣長は最終的には神武天皇陵の地について、現地にしばしば通つて神武天皇陵を見出したという竹口英斎の説に賛同したが、竹口英斎の説は、その著『陵墓志』(寛政九年)にみられる「保良村」(洞村)の辺りの「天皇の宮」という祠のある山を神武天皇陵とし、それは畝傍山の北の尾崎にありその形は南北に長く馬のひげのようであり、字を「カシフ」といい、その傍に小祠があり「天王」或いは「コレウ」という。

「カシフ」とは『古事記』にいう「白禰尾」の略で「禰尾」の転じたもので、小祠を「天王」と言うのは「天皇」、また「コレウ」というのは「御陵」のことであろう。⁽²⁵⁾

・〔大澤清臣の主張〕竹口英斎がいう「天皇宮」は洞村の「生玉社」のことと理解される。その社は昔も今も「生玉社」とのみいっているのであって「天皇宮」といったことはない。(祠の)棟札に「奉生玉明神造宮息災延命福貴所祈也寛文八歳九月吉日」(傍点引用者)とあるのはとても良い證である。なお「かし」という字も広く土地の人に尋ねて調べたが、畝傍山の東北の方面はもちろんおよそ畝傍山の内でそのような字の地は聞きもしないということであった。竹口英斎がいうこともとんでもない戯言と考えられる。(竹口英斎が『陵墓志』に述べるには)「御殿跡」とも「御殿山」ともいい、また北浦定政が嘉永元年に著した『打墨繩』には「丸山」とある地のことであろう。その地は(畝傍山の)山腹の少し平らなだけで窪みも高くもなっておらず、南はたちまち高く聳え北はただ下りに低くなつていて陵が崩れた跡ともみえず、また「白禰尾上」というような地勢でもない。また畝傍山の東北を示す方角でもない。また段に築いたのでもなくまた馬の髭の形が備わっているものでもない。そのようなことから古墳かもしれないというような所ではないことは明らかであろう。また「カシフ」という字も「コレウ」という名も広く尋ねたが全く知っている人はなく、またそのような字など土地の人も聞き伝えたことはないという。

ここで大澤清臣は、「祠」の名称と字に注目して本居宣長の説（つまり竹口英斎の説）に反駁する。そしてその根拠は、棟札に記された文言と土地の人への聞き取りである。その点では大澤清臣の主張は本居宣長（あるいは竹口英斎）の説と結論は違っていない、両者とも同じ水準に立って議論しているといえる。

次には蒲生君平著『山陵志』である。

・〔蒲生君平の説〕神武陵は畝傍山の東北の嶋にあり「白禱尾上」という。考えてみると、（略）尾上は山の嶋の尾のようなものの上で、今畝傍山の東北の嶋で呼んで「御陵山」という所は、墳然として隆起する。註。『大和志』はこれを神八井の墳とする。神八井が畝傍山の北に葬られたのは史書にみえるといつても、そこは山の嶋の平地であつて（それが）どこにあるかは詳らかではない。今（『大和志』は）、みだりにこれを（神八井の墓だと）認めてしまう。もし神八井の墳としてもその位はすでに人臣であり、なぜこれを御陵と謂うのか。今（これを）御陵というのは土地の人の伝承（土人口碑）をそのままに偽らないのである。

・〔大澤清臣の主張〕「御陵山」の字のことは北浦定政が嘉永元年に著した『打墨繩』に、「今その「御陵山」を尋ねても（そこを）知る人はいない」とあり、中條正言等の『書上』にも、

「この畝火山の内の「御陵山」という場所を捜したが、知らないということであった。山本村の役人や洞村の「穢多共」に糺したところ、畝火山の内にそのような地名は聞き伝えもないと申し立てた」とあり、(また)「御陵山」というのは、「(『山陵志』の) 本文に「土人口碑」とあるが聞き伝えもないので、もしかすると『大和志』に寄せて附会したものであるか」とある。自分(大澤清臣)もその地に行った際、土地の昔のできごとをよく知っている人多くにあれやこれやと聞いたが、そのような字は聞き伝えないと皆がいった。しかし本書(『山陵志』)は東北嶋がやはり墳然と隆起したなどとみえることによつて考えると、『陵墓志』に「磐根山」といい土地の人が「吹上」とも「白土鼻」とも「岩鼻」とも呼ぶ所のことをこのようにいったのであろうか。そこは本当に東北の嶋といふべき方角であるが、あの墳然として隆起したものは白色の山骨の露出したもので御陵と思われるような所ではないことについては、『陵墓志』の説を取り上げた所ですでに述べた通りである。

ここで大澤清臣は、すでにみた本居宣長(あるいは竹口英齋)に対するのと同様に、自らによる土地の人への聞き取りを拠り所として蒲生君平に対抗している。ただし留意しておきたいのは、大澤清臣が自説の補強のために中條正言による『書上』⁽²⁶⁾を引用していることである。中條良藏なり『書上』なりについてここで詳しく説明する余裕はないが、これは、例えば宮内庁

書陵部図書寮文庫所蔵本では「御陵并帝陵歟与御沙汰之場所奉見伺書附」とされるものである。それが『諸説辨』に『書上』とあるのは、あるいはその末尾が「書附」ではなく「書上」とあったためかと思われる。著者の中條良蔵（正言）（寛政十二年五月二十三日～慶応四年〔明治元〕四月二十四日）は、奈良奉行所与力として文久の修陵において山陵奉行戸田忠至をよく補佐したことで知られている。また『書上』は、幕末期における極めて錯綜した神武天皇陵をめぐる動向にあつて「神武田」説を強く主張したものであるが、その主張は当然、中條正言が奈良奉行所与力であることによつて規定されているものである。

蒲生君平著『山陵志』に向けての議論は続く。

・〔蒲生君平の説〕伝えではかつて神武の祠廟は「神武田」の地にあつたが、かつて（そこが）水害にあつて祠廟が流されて、後に大窪村（大久保村）に遷され、大窪寺の趾は国源寺にある。

・〔大澤清臣の主張〕これも中條正言等の『書上』に、「かつて水害があつて〔神武田〕にあつた）祠廟を大窪村に遷したとのことについて調べたが、山本村や大窪村（大久保村）が地頭所に書類（「書留」）または申し伝え一切はないということであつた。畝火山神宮文庫所蔵の古絵図に神武天皇の祠宮は現在の場所に方位が相当する（大澤清臣がいうには、これは大久

保村の西北の方に齋きまつる祠のことで、図面に御宮をかい「しんむ」と記してあるのがこれである。右の説は信用し難い」と記されている通りである。自分（大澤清臣）もその地に行くごとに例の里老の多くにしばしば問うてみたが、昔からそのような聞き伝えは全くないということであった。またその「神武田」の地は他の田圃から二、三尺許りも高いので、水害の恐れはない。また御陵の辺りに「桜川」とも「来目川」ともよぶ小川はあるが、そのように増水するような川ではないので水害があつたことはなく、やはりそのような伝説がないこともとても明白ではないか。

ここで大澤清臣は、中條正言による『書上』からの引用と自らによる土地の人への聞き取りによって、そして「畝火山神宮文庫所蔵の古絵図」をも用いて『山陵志』の説への反論を展開する。ここにみえる大澤清臣の主張は実に丹念なものであつて、蒲生君平著『山陵志』が自説の拠る所を述べるのに単に「伝え」（原文では「相伝」とするのと比較すると、聞き取りの内容やその成果の表現という点で良い対象をなすのではないかとの感想さえ持つ。

『山陵志』をめぐる、さらに大澤清臣は続ける。

・（蒲生君平の説）（『山陵志』には次のようにある。）また伝えるには、国源寺もかつて「神武

田」の辺りからここ（大窪村）に遷った。『多武峯畧記』に、泰善法師が天延二年三月十一日に畝傍の東北で一人の不思議な老人に遇った。泰善に「朕のために大乘法を講じ国家の榮福を裨れ。朕は人皇の始祖だ」というと姿を消した。泰善はこの瑞により毎年三月十一日に来て法華を唱えた。それで貞元二年に大和守藤原国光はその為に堂宇を創り国源寺と名付けた。その説が偽りなのは仏僧のよくすることであるが、堂宇はこれによって創られたのであり神武天皇の祠廟も同寺の中にあつたのであろう。つまり「神武田」の傍らを「塔垣内」ということを考えると、その頃に塔や廟を建てたことにより「ミササキ」と称したのか。

・〔大澤清臣の主張〕 国源寺は、「神武田」の東の「塔の垣内」とよぶ辺りから大久保村辺りまでの地にあつたことは明らかである。それは、あの「畝火山古図」に神武天皇の御宮の東南の方に堂を画いて観音堂と示している。これがあの「神武田」の東南の大久保村に三間四面の堂が残つて、今でも国源寺の観音とよぶだけでなく、その地の字などを考えるとあの「塔の垣内」の北を「北塔の垣内」、南を「南塔の垣内」とよび、その「南塔の垣内」の東の地を「西金堂」、その東を「東金堂」、その東を「門田」とよび、またその南を「松原」とよび、その南にあの観音堂がある等ということによつてますます間違いない。そうであれば（谷森善臣著）『藺草乃雫』にあの「御陵山」を批判するということで、『山陵志』にある説を皆間違つたことであるといい、また山川正宣の『山陵考畧』に、『山陵志』には今大久保村にある国源

寺も帝祠（神武天皇の祠）もはじめはここ（大澤清臣の註、「ミサンサイ」のこと）にあったというが明らかな證ではないといったなど、まことにしかるべきことである。そもそもこの『山陵志』にいうこととその説の要点とする「御陵山」の字も、土地の人に伝わったということであるが、昔からそのようなことは少しも聞かれない。また、墳然として隆起したと示す地も東北隅には当るものの、前にもいったように、その山（畝傍山）の山骨が露出して砥石が出ることから、自然の山であることは明らかで、また昔水害で漂った後に大久保村に遷したという御宮のことも、そのような伝説がなければあの『藺草乃雫』にいうように、みな甚だしい強引な説のようであり、このようにひたすらに論ずるのも理由がないように思うが、世に名の聞えた人の考説なので、すべての人がこの書（『山陵志』）（の説）を採用してあれこれいうので、仰々しく思うままに煩わしいほどの余計な言葉をも記した。各位におかれては、よく考え正して削除したり改めたりしてほしい。

ここで大澤清臣は蒲生君平著『山陵志』から泰然法師と国源寺の件を引用しているが、この部分はむしろ「神武田」を神武天皇陵とする説にとつて有利な位置付けをされる傾向の史料であつて、それを考慮してか蒲生君平は「その説が偽りなのは仏僧のよくすることである」と『多武峯畧記』の説を否定している。ただその後で、蒲生君平は国源寺の近傍の「塔垣内」と

の地名に注目し、そこに塔や廟が存した可能性について触れているのである。すなわち大澤清臣は、周辺の地名や「畝火山古図」を根拠に、「国源寺」が「神武田」の東の「塔の垣内」とよぶ辺りから「大久保村」辺りまでの地にあつたことは明らか」とし、国源寺の伽藍の配置を想定する。それならばその上で、神武天皇陵と「国源寺」が近接していることを論じて（あるいは「国源寺」をかつて存した陵寺と位置付けて）「神武田」が神武天皇陵であることを立証するというのがなら、（それに賛成するかどうかはともかくとしても）話の筋は通るのである。

しかし大澤清臣はそのような方向でなお主張を続けるようなことはしない。大澤清臣はこの後で谷森善臣著『蘭笠乃雫』と山川正宣著『山陵考畧』を引用して、蒲生君平著『山陵志』批判を始めるのである。以下しばらく、『諸説辨』におけるこの二書の取り上げ方についてみることにしたい。まず谷森善臣著『蘭笠乃雫』である。『蘭笠乃雫』は、谷森善臣によってなされた安政四年三月十三日から四月朔にかけてなされた天皇陵巡検記である。もちろん神武天皇陵も訪れており、三月二十二日の条に記されている。大澤清臣は『諸説辨』で直接『蘭笠乃雫』からの引用をせずに要約で済ませているのであるが、ここで敢えて『蘭笠乃雫』から原文を引くと次の通りである。

この神武田の旁に「堂之垣内」^{タウノカイテ}といふ字あるは、貞元のころ、此国（大和国）の守藤原国光

ぬし、此帝（神武天皇）のみために、方丈の堂をたて、観音の像を安置て、国源寺と號けられたりし堂の跡なるべし。それによせて、此ミサンザイをも併せて、其寺の跡なりとし、ミサンザイとは祠廟のことなりなど、いへるは、甚しき強説なり。そは国源寺は、もと此御陵の旁に立たる方丈の堂にて、又別に祠廟（廟）を建つべきいはれなければ、其寺跡に「ミサンザイ」の名の残るべき由縁なきを、かの丸山いひはらんとて、山陵志にいへる説は、みな僻（カク）ことにこそなど、語りあひつゝ、（27）

ここで谷森善臣は、蒲生君平著『山陵志』の「神武田」の傍らを「塔垣内」ということを考えると、その頃に塔や廟を建てたことにより「ミササキ」と称したのか」との説について、国源寺はもとと神武天皇陵の傍らに建てられた「方丈の堂」なのであるから、それとは別に祠廟を建てる理由はない、と論破する。

次いで、山川正宣著『山陵考畧』（安政二年八月）である。山川正宣（寛政二年三月十七日～文久三年十月二十三日）は、摂津国池田の酒造業西大和屋の当主で、和歌を賀茂季鷹に師事し、金石文の考証も手がけた。（28）『山陵考畧』は、『山陵志』の神武天皇陵について触れた箇所について次のようにいう。『諸説辨』が引用した部分である。

山陵志には今大久保村なる国源寺及帝廟（神武天皇の廟）も、初こゝに在し也しといへど明證あらず⁽²⁹⁾

右の引用の末尾の「明證あらず」について大澤清臣は、「山川正宣の『山陵考畧』に、『山陵志』には今大久保村にある国源寺も帝祠（神武天皇の祠）もはじめここ（「ミサンサイ」）にあつたというが、明らかな證ではないといったなど、まことにしかるべきことである」とする。これはいかにも正確な議論ではあるが、そもそも山川正宣著『山陵考畧』は神武天皇陵について、「神武田（一名みさんざい）」と云郊原（野原）有、昔より此地に耕牧する時は忽崇有と云、今其謂をしらず」とするとともに「畝火山は、神武帝開国建都の地にして、今其半腹^{うしとら}良（東北）の方、洞村^{ホラ}の上の圓丘なり、字丸山と云、（當山はすべて崑石なれども、此岡のみ崔嵬なりとそ）傍に小祠ありて、神功皇后を祭ると云、祭祀は例年九月十二日なり、按帝の崩即今日なれば、神功（功ノ呉音久^ク）は神武を謬れる事、他の考をまたず⁽³⁰⁾とし、いささか強引ながら神武天皇陵「丸山」説に立っている。これをあわせて考えれば、蒲生君平著『山陵志』の神武天皇陵「丸山」説の論駁のためには、その根拠となる文献の神武天皇陵の所在地についての説が何であろうとも（「神武田」説でなくても）、それは問わなかつたということになる。

津川長道著『卯花日記』（文政十二年五月）をめぐっては、大澤清臣による興味深い指摘がある。以下に取り上げる。

・〔津川長道の説〕神武天皇の御陵を拝もうと、先ず四條村の「塚根山」に詣でた。（略）畝火山東北の下の洞村である。この里は山本村の枝村で「穢多」が住む。この村の神祠に詣でるが祭神は不明である。里人に問うと「生玉」と答えた。これから山に登って道もない険しい坂を越えあちらこちらについて尋ねると、この山（畝火山）の東北の尾上に松が高く茂って特に高い所がある。里人は「白土の鼻」または「岩鼻」という。見渡すと何となく御陵の様子と思われる。およそここに違いないであろうと推測したがなお「旧證」がないので、この山を南に下りて畝火村に行った。（略）あの村長の翁で字を甚兵衛という者が帰ってくるのに会った。そこで翁に神武天皇の御陵のことを尋ねたところ、翁は、この御陵については「塚根山」と古く（から）申し伝え、公にもお定めになったのでその他には知ることもない。しかしこの辺りの年老いた翁なども何やら今の所（「塚根山」）は違うようにいう者もなくはないという。それならこの山（畝傍山）の字にもしかしたら「かしの尾」「白かし」等という所はないかと問うと（略）この山の北のはし東のすみに「白かし」という所はあるという。それなら道案内をしてほしいと（略）翁に従って行くと、この山の東方の大道をまっすぐに北

に行つて北のすみの洞村の上に竹むらのある所を教えて、「ここぞ「白かし」という所である。畝火村と山本村の領の堺である」という。これは先に見た「白土の鼻」または「岩鼻」という所である。またこの辺りの村里に郷踊りということがあり、畝火の神に願ひ事をしてその願が満ちたら村むらから出て大踊をすることがある。毎年あるのではないが、二十年・三十年（の内）には必ずある。その時にはここで踊りすることが古い例となっているという。ここの様子は山に沿つて少し平地になつていて、何やら古の宣命所であつたと思われる。そのような訳で、ますますここが（神武天皇の）陵に違いないと決めた。

・〔大澤清臣の主張〕「吹上」または「白土鼻」「岩鼻」という所は、（竹口英齋著）『陵墓志』に「磐根山」と記し『山陵志』に「御陵山」という所のことで、いずれもその条で述べた通りである。また、「白かし」の字については、中條正言等の『書上』に、「畝火村の甚兵衛が「白土鼻」を「白かし」といったのは、津川長道が尋ねたのに答えて「白かし」と附会の説を答えたのか。または、上古の畝火山の東北は総じて広く白禱原の都の附属地で「白禱原」「白禱尾上」といったのを、言葉を略したり誤つて伝えたりして「白かし」と称したのもあろうか。（略）どちらとも分らないので「明證」にはならないのではないかと存ずる」という通りである。自分（大澤清臣）も、「白かし」の字には騙されたことがあつたが、それでも多くの里老に問い本当にそのようによぶ所はないということがわかつたことがあつた。すべてこ

のような類の字は諸国の人がその地の周辺に行つては何かと尋ねる人が多く、(そのことを)聞いて忘れないでいて、そして(その字を)かつてからあつた字のように自慢げに語る小賢しい人も時にはいる。実に用心しなければいけないことである。

ここに引かれている『卯花日記』は、文政十二年三月二十六日条であるが、これから右の引用部分についてみるについて気を付けておきたいことがある。それは、『諸説辨』による引用には、「(略)」とある箇所以外にも省略された部分が多いということである。⁽³¹⁾つまり右の引用部分は、津川長道による神武天皇陵についての記述にはもちろん違いないが、その中でも大澤清臣による取捨選択は含まれているのである。

右の引用の内〔大澤清臣の主張〕の部分に眼を向けると、およそその前段は中條正言の『書上』を引用しつつ、「白かし」との地名が土地の人から聞き出された経緯について注目する。つまり、「白かし」との地名が確かに土地の人の間に伝承されてきたものであるというのなら、それは『古事記』が神武天皇陵が所在する地であるとする「白、櫃尾上」(傍点引用者)に通じ、ひいては蒲生君平や本居宣長(さらには竹口英齋)が主張する「御陵山」あるいは「丸山」等との地を神武天皇陵とすることの裏付けとなってしまうというのが、少なくとも理屈の上での必然である。その点で言えば中條正言の『書上』はまさにその土地の人の言について「明證」

にはならない」との判断を示しているのであって、大澤清臣のためには極めて有利な主張を展開する文献であったのである。

続いて大澤清臣は、「自分（大澤清臣）も、「白かし」の字には騙されたことがあった」としつつ、自身による土地の人（「里老」）への聞き取りによって「白かし」との地が確認できなかったことを踏まえて、「すべてこのような字は諸国の人（「国々の人」）がその地の周辺に行つては何かと尋ねる人（「何くれと尋ねとふ人」）が多く、（そのことを）聞いて忘れないでいて、そして（その字を）かつてからあつた字のように自慢げに語る小賢しい人（「さかしら人」）も時にはいる」と、自説とは異なる結論を導き出した諸国の人や何かと尋ねる人に矛先を向ける。この諸国の人とか何かと尋ねる人というのが、例えば本居宣長・蒲生君平や竹口英齋、あるいはその著作を直接指すものかどうかは俄に判断できないが、それを小賢しい人と括り、かつ「実に用心しなければいけないこと」（原文は「まことにこゝろすへきこと」とするのは、『諸説辨』の本質を端的に示すものといえる）。

次いで、北浦定政著『打墨繩』（嘉永元年）が取り上げられる。

・（北浦定政の説）畝火山の東北を洞村という。その村の上に（神武天皇陵は）ある。「字丸山」とよぶ。

・〔大澤清臣の主張〕この「丸山」のことは（本居宣長著）『玉勝間』の説に、「畝火山の東北の方の麓にあつて「天皇の宮」という祠のある山である」「山本村にある神八井命の「御墓山」からは東、小泉堂村からは南、大久保村からは西で、「保良」という人里の辺りである」といい、（竹口英齋著）『陵墓志』には「山本村領「保良」という所に段に築いた岡がある」などという所に当る。それは里俗に「御殿跡」とも「御殿山」とも今は「丸山」ともよぶ所で、その地が御陵ではないことはその書について議論をした条にすでにいった通りである。但し「丸山」という字は『玉勝間』にも『陵墓志』にも記されていない。あるいは、現在土地の人が皆そのようによぶのでもないことを思えば、あるいは北浦定政が作った地名なのではないだろうか。

この、「丸山」を北浦定政が作った地名なのではないかとする大澤清臣の指摘は注目に値する。すでに本稿の「はじめに」でみた通り、「丸山」については「かし」「カシフ」「天王」「コレウ」「磐根山」「御陵山」「白土の鼻」「岩鼻」等といった数多くの名称も記録されていて、「丸山」は比較的後になってからみられるようになり、以降畝傍山内の洞村に存する神武天皇陵の唯一の名称として定着することになる。

大澤清臣はこのことを述べた後で「丸山」について「あるいは北浦定政が作った地名なので

ないだろうか」とまでいうのであるが、そのためにはもちろん実証的な議論が必要であったことはいうまでもない。

さて大澤清臣は『諸説辨』を締め括るに当たって、二人の先人を取り上げつつ自説を展開する。そのひとり目は本居宣長である。大澤清臣は、それまで『古事記』が神武天皇陵について述べた「白禱尾上」を「白禱^{かしお}尾^お上^{うえ}」と読んで「白禱尾」が地名とみられていたのが一般的であったのを、本居宣長は「白禱^{かしお}の尾上^{おのうえ}」と読んで「尾上」を尾根の上と解し神武天皇陵は畝傍山の尾根の高所にあるとの説を述べたことを指摘した上で、それ以降、「世に学者と呼ばれる人たちが皆、「高い尾上^{おのうえ}」という地勢でなくては（ならない）とひたすらその訓^よみを恃^{たの}むようになつた、というのである。となれば、大澤清臣の批判の矛先は当然本居宣長ひとりのみに向かったのではない。

ふたり目は、大澤清臣の師の谷森善臣である。その著『蘭草之雫』から大澤清臣は引用する。大澤清臣は当然ここで谷森善臣の説に賛意を示して、神武天皇陵「丸山」説を攻撃しようというのである。そのため柱は二点ある。柱の一点目は、神武天皇の頃の天皇陵の陵号（天皇陵につけられた名称）をめぐる議論である。

・（谷森善臣の説（『蘭草之雫』より）『日本書紀』や『延喜式』には他の御陵のように「丘上」

とも「尾上」ともなくただ「東北陵」とのみ記されたのは、昔からこの御陵（神武天皇陵）が高い土地にはなかったことのひとつの證ともいふべきであろう。

・〔大澤清臣の主張〕『日本書紀』に安寧天皇の御陵を畝傍山南御陰井上陵（『延喜式』には畝傍山西南云々）と記し、懿徳天皇の御陵を畝傍山南織沙谿上陵などと記された例によれば、この御陵（神武天皇陵）も畝傍山東北檀尾上陵と記されるべきなのにただ畝傍山東北陵とのみ記されたのは、山の尾上と間違えさせないようにとの（「畝傍山東北陵」との陵号の）撰者の気持ちに分らないこととさえ思われる。

ここで右の大澤清臣の主張について若干の説明をする。初代神武天皇陵の陵号は「畝傍山東北陵」であるが、これには「山」とはみえるが坂の上とか山の上とかのその中の高所を示す文言は含まれていない。このことは、第二代綏靖天皇の陵号「桃花鳥田丘上陵」（傍点引用者、以下同じ）、第三代安寧天皇陵の陵号「畝傍山南御陰井上陵」にはいずれも高所を示す「上」が含まれているのに較べて著しい特徴といえる。つまり陵号からみると、神武天皇陵は少なくともここに挙げた他の天皇陵に比較して高所にあったのではなかったといえる、⁽³²⁾ というのである。

柱の二点目である。それは、年月の経過にともなう地形の変化についてである。

・〔大澤清臣の主張〕それは総てのことが素朴な世の中であったので、とても盛大に築き上げた御陵ではないのであるから、二千余年を経るその間には四辺の地を田に開墾するといつては樹木を伐採し荆棘けいきよく（いばら）を刈り払い、田畑を作るといつては小川を通し小溝を掘り切るなどして灌漑の便をなし、また畝傍山の山腹に洞村などという村ができてからは山脈はますます離れ土地は日ごとに低くなっていき、前条でみたように文祿年間にはすでに田畑になっていたので、古の地勢がそのまま残る訳があるであろうか。しかしその地勢は残らず全部変わり果てたのではなく、その山麓から御陵までの地は昔うねうねと屈曲していた様子の（ままの）田畑になり、今でもともかくも残っていて、また御陵の盛土（「封土」）も残らずなくなったのではなく、あの「ミサンサイ」の地に少しだけ残り、あるいはその「ミサンサイ」とも「神武田」ともよんできた地は、まさしく畝傍山の東北に当り、その上先年修陵があった頃、あたりからは古代の祭器の類などが多く出、また溝墮があったと思われて榎栗の大木が朽ちずに残ったのか埋もれたものなどが数多く出た。これらのことを思えば、その地がこの（神武天皇の）御陵でなくて何天皇の御陵というのか、よく考えるべきことであることだ。そうすれば、（本居宣長の）『古事記伝』も（竹口英斎の）『陵墓志』も（蒲生君平の）『山陵志』も（北浦定政の）『打墨繩』も、己が望むのに任せて説を述べたのであって、すべてとん

でもない道理に外れたことなどがあることを知るべきである。

右の引用の前段の部分に描かれている地形の変化の過程は山本村の「神武田」の周辺のみには、特有なものではなく、一般論として成り立つようなことであろう。ところが大澤清臣は後段では、「神武田」における個別の事情を論じている。そこでは、文久の修陵における「神武田」での普請の際に出土した祭器の類が、「神武田」が神武天皇陵であることの証拠として位置付けられている。これをそのまま受け止めれば、あるいは、「神武田」が神武天皇陵とされるのには、この普請の際に出土した祭器類が最も重要な証拠ということにもなりかねない。出土品を被葬者の特定のための重要な拠り所とするのは、今日の考古学的な考え方からすればむしろ当然のことのようにも思われるが、本稿で取り上げているのは、文久の修陵前後における神武天皇陵をめぐる動向である。この場合「神武田」が神武天皇陵とされたのは孝明天皇の「御達」によるのであって決して「神武田」からの祭器の類の出土によるのではない。敢えていえば他の天皇陵からでも、普請の結果祭器の類が出土することは当然あり得るであろう。

そして大澤清臣は、次のように『諸陵辨』を結ぶ。原文を引く。

か、れは古事記伝も陵墓志も山陵志も打墨繩もおのか好むまにまに説をなさるにてみなあら

ぬひかこと、もあることをさとるへし

ここで大澤清臣による批判の対象となっているのは、本居宣長著『古事記伝』・竹口英齋著『陵墓志』・蒲生君平著『山陵志』・北浦定政著『打墨繩』である。この内『古事記伝』についていえば、大澤清臣が『諸説辨』で取り上げたのは同じ本居宣長の著作でも『古事記伝』ではなく『玉勝間』であった。しかしこのことはここでは措く。

右の著作（あるいはそれらの著者）について共通するのは、もちろん洞村の「丸山」を神武天皇陵とする説を展開したことである。それ故に大澤清臣はこれらの著作を「おのか好むまにまに説をなざる」と批判し、「みなあらぬひかこと、もあることをさとるへし」とするのである。しかしそれにしても、大澤清臣は「おのか好むまにまに説をなざる」のは良くないといっているのであるが、学問の対象として神武天皇陵を論ずるといっているのであれば「おのか好むまにまに説をなざる」というのはむしろ当然である。さらにいえば、このようにこれらの著作（あるいはその著者）を批判した大澤清臣自身は、「おのか好むまにまに説をなざる」ことはできなかつたということなのであろうか。そうであれば、大澤清臣が『諸説辨』の最後に記した右の文も、この当時において神武天皇陵「神武田」説を展開した人びとの立場を見事に総括したものととして解することができるのではないか。

四 富岡鉄斎の書き込み

さて『諸説辨』の著者所蔵本には、末尾に富岡鉄斎（百鍊）（天保七年十二月十九日〜大正十三年十二月三十一日）による書き込みがある。この書き込みからは、著者所蔵本の成立の事情や、富岡鉄斎自身の天皇陵の治定についての考え方をよく窺うことができる。

さて、その富岡鉄斎による書き込みとはどのようなものなのか。以下に、「史料編」の「翻刻」から原文を引用する。

（後筆）

此卷は遣臣大和和泉河内の御陵を巡視すとて堺へきたる折かりて寫しぬ時は明治十二年四月の初二なむ百鍊

又按するニ此卷のあけつらひハ動くましき説ともなく元より此 東北の御陵の地たる議はよく信して疑はずしてありぬべし

明治廿二年五月大和高市郡高取之西村成卿（魁）檀原宮址考并保存事建言ス御採用ニ成ル地域ハ買上其地ハ畝傍山ノ南東字高曾ト云凡四千余坪 富岡百鍊藏

この内後段の部分は、橿原神宮創建に先立つ橿原宮址の買い上げに関する事柄であり、大澤清臣ならびに『諸説辨』には直接の関係がなく、本稿では取り上げないことにする。しかし前段については、著者所蔵本の成立の事情と「神武田」に造営された神武天皇陵についての富岡鉄斎の考え方をよく示しており、以降考察することにした。

その前段はさらに、冒頭の「此巻は」以下の部分と、「又按する二」以下の部分に分かれる。便宜上、前者をA、後者をBとする。

まずAである。これは、「この巻（『諸説辨』）は、大澤清臣が大和・和泉・河内の御陵を巡視する途次に堺に来た時に借りて写したものである。明治十二年四月の初（旬）のことであった。百鍊」との意味である。

大澤清臣による大和・和泉・河内出張の旅程の総てをここで明らかにする用意はないが、その途上における顕著な動向として、堺県の叡福寺（奈良県南河内郡太子町）の聖徳太子墓内部の調査がある。これについては梅原末治著「聖徳太子磯長の御廟」（平安考古会編纂『聖徳太子論纂』（大正十年三月））に詳しいので、以下これによってみることにする。

これによると、「先生（富岡鉄斎）の当時の記」に「明治十二年四月廿二日宮内省出仕大澤清臣諸陵巡回、且今般御柵門御造建二付右御墓ノ窟中檢視ノ節今二窟中如³³」とあり、大澤清臣の聖徳太子墓への巡回の日程と、この巡回が「御柵門」の設置のための事前調査であった

ことがわかる。また同論文には、この巡回に宮内省から六村中彦が同行したこと、富岡鉄斎とともに堺県令税所篤が「窟中檢視」に立ち会ったことが記されている。さらに、この調査の報告書として大澤清臣・六村中彦によって著された「聖徳太子磯長墓実検記」の全文が引用されている。

とすれば右の経緯は、著者所蔵本の『諸説辨』の末尾の富岡鉄斎による書き込みにみえる明治十二年四月に、大澤清臣が堺を訪れた折に富岡鉄斎が大澤清臣から『諸説辨』を借りて写した、というのとよく符合する。

次はBである。この意味は、「また考えると、この巻での説は変化するようなことはない説ではないので、もちろんここが東北の御陵（神武天皇陵）の地であることは、よく信じて疑わないようにあるべきことである」というものである。ここには、まさに神武天皇陵についての富岡鉄斎の考え方がよく示されていると思われるが、これについては若干の説明が必要である。

まず、「此巻のあけつらひハ動くましき説ともなく」についてである。右に掲げた現代文からさらに進めて解釈する。すると、『諸説辨』における神武天皇陵についてのさまざま議論は、不動のものでもない」となる。そして、「元より此 東北の御陵の地たる議はよく信じて疑はずしてありぬべし」についてである。やはり右の現代文から進めて解釈をする。それは、

「もちろんこの神武田（ミサンサイ）の地に造営された御陵が神武天皇畝傍東北陵の地であるという説は、よく信じて疑わないようにしなければならぬ」となる。これを前提に考えれば、富岡鉄斎の本心は神武天皇陵「丸山」説であったことが推測できる。「（神武田）（ミサンサイ）の神武天皇陵を」よく信じて疑わないようにしなければならぬ」との一行は、当然それとは異なる説に賛同する場合に生じるであろうからである。そしてその異なる説の候補は、実際には「丸山」しかない。

しかし、富岡鉄斎と陵墓全般との関わりに注目してみると、高木博志著「富岡鉄斎が顕彰する国史―名教の精神を芸術に寓す―」（史学研究会『史林』第十卷第一号（二〇一八年一月））が興味深い視点を提唱する。つまり、後醍醐天皇皇孫尹良親王墓（長野県伊那郡阿智村浪合）について、「鉄斎の尹良親王墓（後醍醐天皇皇孫）の考証には、たとえ被葬者が誤っていても、宮内省がいったん治定すれば、それをアプリオリに認めるといって、近現代日本における陵墓治定体系を受容する歴史意識が反映していた」と述べるのである。³⁴そしてこのことは本稿でみている神武天皇陵の場合にも敷衍して考えることができるのであろう。

いずれにしても、このことについての結論は、いま早急に求めることはできない。

おわりに

本稿で取り上げた大澤清臣著『諸陵辨』およびそれをめぐる事柄については、幕末以降の神武天皇陵をめぐる動向の中でも微細な局面を示すに過ぎないものとみる向きもあるかも知れない。しかし大澤清臣が『諸陵辨』を著わした動機には、極めて深刻なものがあつたと思われる。それはここで敢えて繰り返すまでもなく、未だやまなかつた文久の修陵に際して山本村の「神武田」に造営された神武天皇陵について疑問を呈する言説への、反論の必要が生じたためと考えられる。

しかしそれにしてもここで明らかにし得た「神武田」に存する神武天皇陵へ疑問を呈する言説は、その全容は決して明らかになつてはいない。それに対して大澤清臣著『諸陵辨』は、分量も厚く、かつその内容も（決して今日的な観点からいうのではないが）十全な準備のもとに著されたと思うに充分なだけのものである。そうしてみると、何らかの機会に生じたほんの何点かの否定的な言説のためにだけ『諸陵辨』が著されたと考えるのは、むしろ不自然とさえ言えるのではないか。

恐らくは、「神武田」に存する神武天皇陵に疑問を呈した言説は、少なくとも本稿で紹介することができた他にも多くあり、それなりの説得力があつたのではないか。そうであるなら、次なる課題はそのような言説の蒐集とその研究であるが、おそらく困難な作業を伴うことと

なるであろう。

いずれにしても、明治十年代の陵墓全般をめぐる動向にはまだまだ明らかに出来ていない事柄が多いが、本稿で取り上げた一連の神武天皇陵をめぐる動向はそのひとつとして位置付けることができよう。それでは以降、神武天皇陵をめぐる動向はどのように推移していったのであるのか。能う限りの実証を尽くし、なおこれに続く議論を構築したいと考えている。

註

- (1) 嘉永五年七月「大和国陵取締方之儀ニ付奉伺書付」(京都町奉行河野对馬守通訓・浅野中務少輔長祚 ↓ 奈良奉行佐々木信濃守顕発)(東京市役所『東京市史稿御墓地篇』〔大正二年十一月、昭和四十九年六月に臨川書店より復刻〕三十八ページ)。
- (2) 『陵墓録』(国立公文書館内閣文庫所蔵)。
- (3) 「畧伝」は後段に大澤清臣の「履歴」を載せるが、その一部に年次が錯綜している部分がある。従って以降の記述は、「畧伝」と『人物志』双方の記述を適宜照らしあわせて著したものである。
- (4) 『人物志』による。
- (5) 「畧伝」および『人物志』による。
- (6) 「畧伝」による。
- (7) 没した日は「畧伝」によった。『人物志』は同月十五日とする。
- (8) この時期の群馬県における豊城入彦命墓をめぐる動向については、拙著『幕末・明治期の陵墓』(平

成九年五月、吉川弘文館) 第三章第二節「豊城入彦命をめぐる伝承―上野の総社―三子山と前三子山―」等を参照。

(9) 表1の註①参照。

(10) 梅原「聖徳太子磯長の御廟」二五六ページ。

(11) 「函架番号」として「陵・七〇三」、「刊写情報」として「写、大正12年12月、宮内省諸陵寮」とある(書陵部所蔵資料目録・画像公開システム)。

(12) 識別番号として「40450」とある。なお宮内公文書館本については「利用制限」として「一部利用」とあり、「目録名称」として「陵墓資料(考説・考証資料)」とある(同システム)。

(13) 金光図書館ホームページによれば、「和古書所蔵一覽(明治以後)」に「畝傍山東北陵諸説辨」は掲載され「明治十八年五月廿五日青柳高頼ぬしの本を借りて写す亀田加受美」との注記がある。

(14) 『檀原の遠祖』二四六ページ。

(15) 『神武天皇御記』は奥野陣七の主著と位置付けられる。拙稿「奥野陣七と神武天皇―神武天皇陵と檀原神宮の周辺―」(成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第二十七輯、平成二十一年十二月)を参照。

(16) 拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論」一五二ページ。

(17) 拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論」一七〇ページ。

(18) 拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論」一七〇ページ。

(19) 原文は「東西」。前後関係からみて明らかに「東北」であり、そのように改めた。

(20) 拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論」一七〇―一ページ。

(21) 拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論」一七一ページ。

- (22) 拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論」一七一ページ。
- (23) 拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論」一七五ページ。
- (24) 拙稿「白野夏雲の神武天皇陵論」一七五～六ページ。
- (25) ただし、勿論ここに本居宣長の神武天皇陵についての議論の総てが尽くされているのではない。
- (26) 「書上」の著者は中條良藏（正言）・羽田謙左衛門・羽田半之丞の三名であるが、中心となったのは中條良藏であったと考えられ、中條良藏が著した『庁攬』（奈良県立図書情報館所蔵）は、文久の修陵に際しての神武天皇陵の普請の現場の詳細な記録である。従って本稿では「書上」の著者を中條良藏（正言）として議論を進める。また、本稿では『書説辨』における表記に従って「書上」としたが、例えば宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵本（柳一七七七）は標題（内題）を「御陵并帝陵内敷与御沙汰之場所奉見伺書附」（但し、「書陵部所蔵目録・画像公開システム」が示す同史料の「書名」および現物の外題は、「神武天皇御陵儀御沙汰之場所奉見伺候書付」というものである。しかしこれでは、神武天皇陵が四條村の「塚山」から山本村の「神武田」に改められようとされる一連の経緯における本史料の位置が、「書名」なり外題からは全く伺いようもなくなってしまうと思われる）とする。
- (27) 『勤王文庫第三集山陵記集』（大正十年、大日本明道会）二九六ページ。
- (28) 山川正宣著『山陵考畧』（大正十三年六月、池田史談会）「從五位山川正宣翁小傳」。
- (29) 山川正宣著『山陵考畧』（大正十三年六月、池田史談会）四ページ。
- (30) 山川正宣著『山陵考畧』二二ページ。
- (31) 『飛鳥京跡関係史料集(2)近世紀行文篇（昭和54年度飛鳥京跡調査概報付録）』（昭和五十五年二月、奈良県教育委員会）に収録の『卯花日記』の本文との比較による。
- (32) 陵号の例については、『諸説辨』には安寧天皇陵・懿德天皇陵の例のみが引かれているが、同様のこ

とが第六代孝安天皇陵までの陵号についてもいうことができる。

(33) 梅原「聖徳太子磯長の御廟」三五六ページ。

(34) 高木「富岡鉄斎が顕彰する国史」一八八ページ。

表Ⅰ「大澤清臣勳註類一覽(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵分)」

(上から、年月日、著者、標題、() 内は宮内公文書館における識別番号)

明治十年四月	大澤清臣	弘文天皇長等山前陵勳註(四〇一八六)
明治十年十二月	大澤清臣	能褒野墓実検勳註(四〇二五五)
明治十年	大澤清臣	綏靖天皇桃花鳥田丘上陵勳註(四〇一七五)
明治十一年九月	大澤清臣	山陵考(三三三〇〇)①
明治十二年四月二十二日②	大澤清臣・六村中彦	聖徳太子磯長墓実検記(四〇七一四)③
明治十二年九月	大澤清臣・六村中彦	龜山院天皇御分骨所在考(四〇二二七)
明治十二年九月	大澤清臣・六村中彦	一條天皇皇后定子鳥戸野陵並五御火葬所調書(二條天皇)皇后定子鳥戸野陵・(醍醐天皇)中宮穩子火葬塚・(田融天皇)皇太后詮子火葬塚・(後朱雀天皇)皇后禎子内親王火葬塚・(白河天皇)中宮賢子火葬塚・(堀河天皇)贈皇太后以子火葬塚(四〇二〇九)
明治十二年	大澤清臣・六村中彦	崇賢門院御墓所在改案(四〇七五〇)
明治十三年十二月	大澤清臣	天武天皇持統天皇御合葬檜隈大内陵勳註(四〇一八七)④
明治十三年十二月	大澤清臣・大橋長意	垂仁天皇皇子五十瓊敷入彦命宇度墓決定書・景行天皇皇子日本武尊白鳥陵決定書(四〇二五四)
明治十六年九月二十六日	大澤清臣	勳註鳥羽天皇皇女暉子内親王墓(四〇二二八)⑤
(年月日未詳)	大澤清臣・六村中彦	山背大兄王御墓勳註(三三二四五)
(年月日未詳)	宮内省諸陵 <small>ついでに</small> 大澤清臣ノ記セル日向可愛之山陵(四〇四四五)	
(年月日未詳)	大澤清臣	菟道貝鮎皇女御墓考(三三二二八)

註

- ① 谷森善臣著『山陵考』（四卷）（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）は、文久の修陵における陵墓治定の根拠を記したものとされるが、山城の五十五陵・大和の三十五陵について記したのみである。この大澤清臣による『山陵考』は、谷森善臣の『山陵考』が記さなかった河内（仲哀・応神・允恭・雄略・清寧・仁賢・安閑・敏達・用明〔附初葬地事〕・推古〔附初葬地事〕・孝徳・後村上天皇陵・和泉〔仁徳・履中・反正天皇陵〕・摂津〔継体天皇陵〕・丹波〔光厳・後花園〔附二ヶ所御分骨并御火葬所事〕天皇陵〕と、山城〔後光厳院天皇深草法華堂〔附五ヶ所御分骨并御火葬所事〕・後土御門院天皇深草法華堂〔附三ヶ所御分骨并御火葬所事〕〕について記す。
- ② 富岡鉄斎・大澤清臣・六村中彦が聖徳太子墓の窟中を実検した日。
- ③ 梅原末治著「聖徳太子磯長の御廟」（平安考古会編纂『聖徳太子論纂』大正十年三月、平安考古会）と拙稿「江戸・明治期の聖徳太子墓」（佐伯有清編『日本古代史研究と史料』二〇〇五年十月、青史出版）は、その全文を載せる。
- ④ 拙稿「天武持統天皇陵の改定―見瀬丸山古墳と野口王墓古墳―」（佐伯有清編『日本古代中世の政治と文化』平成九年十二月、吉川弘文館）は、「明治十四年公文録宮内省自一月至三月全」（国立公文書館所蔵）に掲載された同内容・同著者の「天武天皇持統天皇陵檜隈大内陵所在考」の全文を載せる。
- ⑤ 高倉天皇中宮建禮門院大原西陵・後醍醐天皇皇女用堂墓の勘註と合綴。

表Ⅱ 「大澤清臣陵墓関連著作（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵分）」

（上から、年月日、著者、標題、（ ）内は図書寮文庫における函架番号等）

- ①（年月日未詳）大澤清臣等 玉籠（景行天皇皇后）稲日太郎姫御陵記・（孝靈天皇皇子）大津吉備津彦命御墓記）
②（陵一七七二）（大正二二写、無窮会本）①

註

- ①（ ）内の「景行天皇皇后」稲日太郎姫御陵記・（孝靈天皇皇子）大津吉備津彦命御墓記、及び「陵一七七二」「大正二二写、無窮会本」との記述は、宮内庁書陵部編『和漢図書分類目録増加二』（昭和四十三年四月、明治書院）には記載されていたが、宮内庁ホームページ内の「書陵部所蔵資料目録・画像システム」では欠落している。

〔史料編〕 大澤清臣著 『畝傍山東北陵諸説辨』〔著者所蔵本〕

翻刻

(外題)

「畝傍山東北陵諸説辨全」

畝傍山東北陵諸説辨

大澤清臣述

神武天皇の畝傍山東北陵は山本村の東極すなはち畝傍山の東北のかた三町半許の所にある神武田とよへる地にさきつとし定め給ひしハマことにさるへきこと、仰き奉らるゝを猶いかにそやと疑ふ人もありとかそはかの先人とかいへる言の主となれるなるへしもし其在所のたかひらむには御陵の御為にいとまかしこきわさにしあれハ黙止もえあらて先輩の考説の要を撮出て其當否をかつゝ辨へてさて清臣かおもふよしをもいひ試むとハするなり

前王廟陵記

松下見林秀明か元禄九年に著る書

云東北陵可三百年以来壞為糞田民呼其田一字神武田暴汚之所為

可三痛哭一也

清臣云中條良藏正言

奈良奉行所附與力

等か安政二年の書上に東北陵可三百年以来壞云々ト御座候へ共慶

長二年今元禄九年迄曆数百年ニ相成候山本村檢地帳は文禄四年ニ而慶長以前ニミサンザイツ

ホネガサト申田地有之候へハ本文開地年曆者大凡之儀ニ而も可有之哉素々開地年曆ハ不詳候

へ共文禄四年以前ト相聞工候猶又神武田者前書ミサンサイツホネガサ之地ニ相當リ申候とあ

りいま其検地帳の写を検るにミサンサイの地合せて八反七畝廿壹歩ツホネカサの地七反三畝拾九歩有畝二口合せて二町歩除ありてまことにこの書上に記せるかことし然れば廟陵記に百年はかりといへるは其大概なることあきらけし但しミサンサイはミサ、キといふことの訛転して存れるなるを其あさなを記しもらせるハいと遺憾クチヲシきことならずや

御陵所考此書記者の姓名を記さずされと元禄十一年幕府の命にて定めたると所在同じ故に如此次第にて記せり云四條村小泉堂村コセタウノ東ニアリ字塚山ト云畝傍山ノ東北ナリ

清臣云此ハ四條村より一町半許東の田圃の中なる冢山とも冢根山ともよへる古墳のことにて其地畝火山より東北にそ當れりと其間六町許も隔りかつ當時白禰尾カシヲとよひし地も其間にあれは上代とても畝傍山東北陵など其山の號を冠らせて称ふへき地勢にあらずこは前にいへるミサンサイよりハや、其形状の備れるに泥ミてかゝる説をなし、ものなるへし

大和志並川永らか享保十一年に著せる書云畝傍山東北陵在四條村祠廟在二大窪村一

清臣云これもかの冢根山を云るにて其當らさること前條にいへるか如し祠廟のことは大久保村の松原為次か家に持傳へたる畝傍山古図に其山の東いささか北よりに御宮を画きてしんむ様と標したるにあたり其は今も十二社権現とも神武天皇の宮とも唱へて大久保村の産土神のごとく齋奉れる宮これなり但し件の古図ハ三百年以前のものなるへく思はるれと當地の指図にあらされハ委しきことは記載せず然れとも記せる限りにつきて考ふるにいつれも今の實

地に符号して證となることいと多し

玉勝間本居宣長か寛政年中に著せる書云神武天皇御陵は今それと申す處清臣云此ハ四條村なる冢根山のことをいへりハあらぬ所にて實はいま綏靖天皇の御と申すそ神武天皇の御ならむとおのれ考へてはやく吉野の道の日記にしかしるしぬるを其後此四五年さきに大和國人に竹口英斎といふかかたりけるハいま綏靖天皇の御陵と申すハなほ綏靖天皇のなるへく神武天皇の御ハおのれさたかに尋ね出奉りたり日本紀にしるされたるに方もよくあへりそは畝傍山の東北の方の麓につきて天皇の宮といふ小祠のある山なりそこにあさなをかしといふ處あり古事記にしるされたるかしの尾上てふ名の残れるなるへし山本村なる神八井耳命の御墓山よりハ東小泉堂村よりは南大久保村よりは西にて保良村といふさとのあたりなり

清臣云宣長かこの御陵の所在を何くれと論へる説古事記傳にも菅笠日記にもみえたと記傳の説はかのミサンザイの地と塚根山とを混同していへる説なれはもとより取るにたらず此玉勝間にハ其前の考の當らざることをみつからことわりたれハ今は記伝等の説をさしおきてこの玉かつまの説をのミ記しつ詳ならずとなおもひいふかりそさて英斎か天皇の宮といふ祠のある山なりといへるは其地のあさなをも其形状をもいはされハいつれをさせりともわきかたかれと保良村といふさとのあたりなりとみえたるに合せ考るにいはゆる天皇宮ハ洞村なる生玉社のこと、聞ゆ其社ハむかしもいまも生玉社とのミ唱へて天皇宮といひしことなしかの

棟札に奉生玉明神造宮息延命福貴所祈也寛文八歳九月吉日と記したるはいとよきあかしなりけるはたかしといふあさなもあまねく土人に尋ねた、しつれと其山の東北のかたにはさらにもいはすおよそ畝傍山の内にてさるあさなさる地はき、も傳へすとそされハ永齋かいへることもあらぬミだり説コトとそおもはる、

其ちかきあたりの田地の字に神武田またみさんさいなど、いふ所もありといひてすへてこの畝傍山につきたる御陵ともそのあたりいと委しく考て書たる圖をもみせたりき同じ國の内にてことに近き處なれハしはくゆきみて考へさためたるなりとそ語りけるこれをき、みれハおのかさきのかんかへはなほあたらすまことに此人のいへるところそ其ならむとおもはる、

神武田ミサンサイなどよへる地ハ畝傍山より三町半許東北のかたに離れたれハ洞村なる生玉社あたりの地の證にはとるへくもあらざるをや

陵墓志竹口英齋尚重か寛政九年に著せる書云山本村領保良ト云フ所二段二築タル岡アリ是畝傍山ノ北ハ尾崎ニシテ其形南北ニ長ク馬鬣ナルアリ字ヲカシフト云其傍ニ小祠アリ天王ト云或コレウト云按ルニカシフトハ古事記ニ云白栲尾ノ略栲尾ノ轉セルナリ小祠天王ト云ハ天皇マタコレウトハ御陵ナルヘシ清臣云こは御殿跡とも御殿山ともいひまた北浦定政か嘉永元年にかけける打墨繩には丸山ともいへる地のことなるへし其地ハ山腹のいさ、か平らなるのみにて窪き所も高き所もなく南はすなはち高く待ち北はた、くたりに卑くなりて陵の崩れたる跡ともみえずカシヲラウヘまた白栲尾上とい

ふへき地勢にもあらず又畝傍山の東北と指へき方隅にもあらずまたしか段に築たるにもあらずはた馬鬣の状備れるにもあらずされハもとより古墳の疑あるへき所ならざることあきらけくなむ天王祠のことは玉かつまの説を論へる條に既にいへるかことしまたカシフといふあさなもコレウといふ名も普く尋ねつれとさらに知れる人なくはたさるあさなともハ土人もき、傳へしことあらずとぞ

又此岡ノ南東ノ山ヲ磐根山ト云砥石ヲ出ス是モ磐余山ノ轉ニテ是モ段ニ築タリ又田地ノ字ミサシザイ。シブデイト云モ何レモ兆域ノ内ナレハ也①

磐根山と云るは洞村北東ノ端より山上なる畝傍神社に詣る道の東側に山骨の隆起して露出たる所あり土人吹上とも白土鼻とも岩鼻ともよへりそのことなるへしかの生玉社より一町許東いさゝか南によりたる山腹のさし出たる所なりさて其所より砥石の出るは自然山なる證にて人造のものならざることいしるきにあらずや然れば磐余の轉したるにもあらずまた段に築たるにもあざるをいかてかこれをしも御陵ならむとはおもへる此御陵の説ハもとより此書の内未考得部②に属する墨点を施したれハとかむへきにもあざると神武田の地をも生玉社の傍の岡の兆域の内なりと云へるはまことにいふにもたらぬ考にて③この御陵の兆域ハ延喜諸陵式に東西一町南北二町とみえたるを其の四至をたにえさとらざる論ひなりけり

山陵志蒲生秀實か文政年中に著せる書云神武陵在二畝旁山東北隅一曰三白梶尾上按中略尾上者山隅如尾者之上今畝旁

山東北嶮所_三呼曰_三御陵山_二墳然而隆起此也_注に大和志以此為_三神八井之墳_二神八井之葬_三于畝旁山北_二雖_レ於_レ史有_レ之其所在山嶮平地未_レ詳_三何處_二也今妄認云_レ爾若果神八井之墳乎其位已人臣又何_レ以傳謂_三之御陵_二乎今呼曰_三御陵_二是土人口碑素而不_レ偽

清臣云御陵山のあさなことは北浦定政か嘉永元年にかける打墨繩といふ書に今其御陵山ヲ尋ヌルニ知人ナシとミえ中條正言らか書上にも此畝火山内御陵山ト申場所穿鑿仕候へ共相知不_レ申候山本村役人洞村穢多共相糺候處畝火山内ニ右体之地名ハ聞傳も無之旨申立候云々御陵山ト申候儀ハ本文ニ土人口碑ト有之候へ共聞傳も無之候間若哉大和志ニ寄而附會いたし候儀坎と記せり_三諸臣もかの地にもものしける時土地のふること、もをよく知れる人あまたに何くれと問聞しかとさるあさなともは聞傳へさるよしいつれもいへりき然れとも本書に東北嶮また墳然として隆起せりなとみえたるに據て考ふるに陵墓志に磐根山といひ土人吹上とも白土鼻とも岩鼻ともよへる所のことをしかいへるにや其所ハマことに東北嶮といふへき方嶮なれともかの墳然として隆起せるものは白色の山骨の露出たるにて御陵の疑あるへき所ならさること陵墓志の説を論へる條に既に辨ふるかことしまた大和志に神八井耳命墓在_三山本村_二稱_三御陵山_二傍有_三小祠_二曰_三若井耳_二綏靖天皇四年夏四月神八井耳命薨葬_三于畝傍山北_二即此は享保十九年にいへる御陵山のあさなも若井耳といふ小祠の稱も今ハそれとも聞えされとかの白土鼻より西いさ、か北のかた四町許隔りたる山本村にありしこと明白なるを本書にいへる東北嶮の地

を大和志にいへる所のこと、おもひまかへて説をなせるはまことにあかぬことにこそ

廟陵記云畝傍山東北陵百年以来黎(黎)為糞田名曰神武田猶餘數畝為一封冢今問其地果有所謂神武田然是平地而距山嶋東北三町許乃不合尾上之名且所謂餘數畝為一封冢者亦不_レ在神武田

神武田一名ミサンザイの地に封土のありしことかの中條正言らか書上に

ミサンザイ之内

小丘壹ヶ所

東西三間五尺南北四間一尺根廻り拾間四尺ニ而方形中高東西へ長相成候中央八九高サ三尺許覆一本荊木一株芝草相茂り有之畝傍山へ方位午ノ九分半ニ當り麓迄凡三町半相隔申候

同断

芝地

圓形之平地ニ而根廻り八間五尺東西二間五尺五寸南北同断中央九高サ二尺樹木無之草原之地ニ御座候右之小丘々方位辰方ニ當り六間一尺相離御座候

と記さるにて本書にいへるか如くならざること明白なり

神武田一名美贄佐伊是美佐佐岐所訛即謂山陵也山陵與廟俗互其言今謂神武田曰美佐

佐岐^一盖^二以^三其嘗有^一廟焉

ミサンサイすなはち美佐邪伎乃訛轉なることいふまでもなし然れとも山陵といふことを諷^{ヨコナマ}りてミサンザイニサンザイサンサイサンといひあるは山陵のおはします山また野を御廟山御廟山御廟野御家を御廟家などよひ奉れるは常のことにてあまた聞なれたることなれと御宮をうちまかせてミサヅキあるはミサンサイなどよへることはさらにく例なきことなり然れハ土俗も其言を互にせざることあきらけし

相傳舊嘗有^一神武祠廟^二在^三神武田地^一昔年水潦廟為^二之所^レ漂而後遷^三大窪村^一大窪寺之趾有^一國源寺^一焉

これも中條正言らか書上に昔年水潦ニ付祠廟を大窪村へ遷候ト之儀致^三穿鑿^一候へ共山本村大窪村并地頭所ニ書留又ハ申傳も一切無之旨申之候畝火山神宮文庫所藏之古繪図ニ神武天皇祠宮者唯今之場所ニ方位相當^{清臣云此ハ大久保村の西北の方に齋まつれる祠のこ}候間本文之說者難^レ致^三信用^一候と記せるかことし清臣も其地にもものすることに例の里老あまたにしはく問試ミしかとむかしよりさる聞傳へはさらに侍らすとそはた其神武田の地ハ自餘の田圃よりハ二三尺はかりも高く侍れハ水の患あるへきにあらすまた御陵邊に櫻川とも來目川ともよへる小川はあれとしか水の暴漲すへき許の川にあらされは水滂の災ありしことなくはたさる傳説なきこともいと明白ならずや

又傳國源寺亦嘗自_二神武田旁_一遷_二于此_一據_二多武峯畧記_一有_二泰善法師_一天延二年三月十一日行_二畝旁東北_一遇_二一奇老人_一顧_二泰善_一謂曰為_レ朕講_二大乘法_一禱_二國家榮福_一朕是人皇始祖言畢乃不_レ見泰善以_二此瑞_一每年三月十一日輒來誦_二法華_一故貞元二年大和守藤原國光為創_二堂宇_一號_二國源寺_一云夫其說誕妄固浮屠氏之常然而其堂宇由_レ此創造則神武祠廟亦當_レ在_二其寺中_一即神武田旁曰_二塔垣內_一就_二其名_一而考疑是當時建_二塔廟_一處因稱_二美佐佐岐_一歟

國源寺は神武田の東傍塔の垣内とよふあたりより大久保村あたりまでの地にありしことあきらけし其ハかの畝火山古図に神武天皇の御宮の東南のかたに堂を画きて觀音堂と標せりこれかの神武田の東南大久保村に三間四面の堂存りて今も國源寺の觀音とよへるのみならず其地のあさななどを考ふるにかの塔の垣内の北を北塔の垣内南を南塔の垣内とよひ其南塔の垣内の東の地を西金堂その東を東金堂その東を門田とよひまた其南を松原とよひ其南にかの觀音堂のあるなどにていよく疑なかるへしされは藺笠乃雫にかの御陵山いひつらんとて山陵志にいへる説をみな僻ことにこそといひまた山川正宣の山陵畧考(考畧)に山陵志には今大久保村なる國源寺も帝祠も初こゝに清臣云ミサンサイの地のことなり在しなりといへと明證あらずといへるなどまことにさることなりそもく此山陵志にいへること、もと其説の要領とせる御陵山のあさなも土人の口碑につたはれりといへる物から昔よりさることのいさ、かも聞えずはた墳然として隆起せりとさせる地も東北隅にはあたりたれと前條にいへることく其山の山骨の露出たるにて砥石

の出るにても自然山なることあきらめはたむかし水湧に漂されし後大久保村に遷せりと云る御宮のこともさる傳説あることなればかの藺笠の雫にいへることくみな甚しき強説なめれハかくひたふるに辨ふるもよしなきかことくおもへと世に名たゝる人の考説なれハみな人のこの書にとりてとかくいへるから^{こち}たくおほゆるまゝにうるさきはかり贅説をも記してけり処の人人よく考えたゝして削りもあらためもせよかし

卯花日記^{津川長道か文政十二年五月にかけの書}云神武天皇の御陵ををかまむとて先四條村なる塚根山にまうてぬ^畝火山東北のもと洞村なり此里ハ山本村の枝村にて穢多の住ところなり此村の神祠にまうつるに祭神たしかならず里人にとへハ生玉とこたふ此より山へのほりて道もなきけはしき坂をこえそここゝと尋ねしにこの山の東北の尾上に松たかくしけりてことに高き所あり里人は白土の鼻または岩鼻といへり見渡すに何となく御陵のさまとおもはれはへる大かた此所にたかひあらし物を^{とカ}おしはかり侍れとなほ旧證なければ此山を南へ下りて畝火村にゆきぬ^畝か^中の村長の翁あさな甚兵衛のかへりくるにあひぬかくて翁に神武天皇の御陵のこと尋侍りしに翁いはくこの御陵のことは塚根山なりとふるく申傳へ公にもさため給ふうへハ外に知るべきやうもなしされとも此あたりのふるき翁なんとも何とやら今の所ハ事たかひたるやうに申もなきにはあらずといふさらは此山の中のあさなにもしもかしの尾白かしなんといふ處はなきにやとふに^中畝此山の北のはし東のすみに白かすと申處ハあるなりさらハ道しるへしてんと^畝翁にしたかひて行に此山

の東方の大道をひたと北へゆきて北のすみ洞村の上に竹むらのある處を、しへてこ、そ白かしといふ所なり畝火村と山本村との領さかひなりと云こはさきに見つる白土の鼻または岩鼻といふ處なり又此あたりの村里に郷踊といふことありて畝火の神にねきこととしてその願みちぬれば村々よりいて、大踊をなすことあり年毎にあるにはあらされとも二十年三十年にはかならずあることなり其時にハ此處にておとりをすることふるきためしとなりたるとそ此處のありさま山にそひてすこしき平地にして何さまいにしへの宣命所なるへしとみへたりさてこそいよく此處にたかひなしとさためぬ

清臣云吹上また白土鼻岩鼻といへる所ハ陵墓志に磐根山と記し山陵志に御陵山といへる所のことにていつれも其條に委しく云るかことしまた白かしのあさなことは中條正言らか書上に畝火村甚兵衛儀白土鼻を白かしと申候者長道の尋を請て白かしと附會之儀を答候事坎又ハ上古畝火山の東北は惣而廣く白袴原之都ニ附屬之地ニ而白袴原白袴尾上下稱候を略言謬傳いたし白かしと申候儀ニ而も可有之哉中畧何れ共難斗御座候間明證ニハ相成間敷哉ト奉存候と云るか如し清臣も白かしのあさなにはかられしことありしかなほあまたの里老にとひてまことにしかよへる所のなきことをさとりしことありきすへてかゝるすちのあさなともそ國々の人も其地あたりにもすとしてハ何くれと尋ねとふ人の多かるをき、たもちゐてさてありこしあさなの如くおのれほこりかにかたるさかしら人もまゝあることなりまことにこゝろすへきこと

なりけり

打墨繩

北浦定政か嘉永元年にける書

畝火山の東北を洞村といふ其村の上により字丸山とよふ

清臣云この丸山のごとは玉勝間の説に畝火山の東北の方の麓につきて天皇の宮といふ祠のある山なり云々山本村なる神八井耳命の御墓山よりハ東小泉堂村よりハ南大久保村よりは西にて保良村といふさとのあたりなりといひ陵墓志には山本村領保良ト云フ所二段二築タル岡アリ云々なといへる所のことにあたり其ハ里俗に御殿跡とも御殿山ともいまは丸山ともよへる所にて其地の御陵ならさることは其書のことを論へる條に既にいへるかとし但し丸山といふあさなは玉かつまにも陵墓志にもしかするされすはた今の土人のあまねくしかよへるにもあらざるをおもへはもしは定政か設けし名にはあらざるか

山陵志ニ神武陵ハ畝火山ノ東北ノ岬ヲ呼テ御陵山ト云所其下ヲ洞村ト云トアレト今其御陵山ヲ尋ヌルニ知人ナシ但シ此丸山ヲ古ヘ御陵山ト呼シカ

御陵山といふあさな畝傍山の内にさらにさらに聞えさるあさなゝること山陵志の説を論へる條に既にいへるか如し但し山陵志にいへる御陵山は土人の吹上とも白玉鼻ともよへる所のことにて丸山のごとはあらず其は畝旁山東北岬また墳然而隆起などいへるにてさとるへしさはいへと御陵山といへる所のさたかならざるよりいと紛らはしく聞ゆれば丸山をさしていへるならむと量りかたしされといつれにても當りかたきこと既に前にいへるか如し

此丸山ノ側ニ神功皇后ノ小社アリコハ神武社ヲ後世神功社ト傳ヘ誤レルカ

丸山の東旁なる小社はむかしも今も生玉社とよひて神功社とよへることなくはた神功皇后を齋きまつれるにもあらず然れハ後世しか傳へ誤れるにもあらざることあきらけし此社のことも玉勝間の説を論へる條に既に委しく云へり

此小社ノ祭礼ハ九月十二日ナリ則神武天皇ヲ此畝火山ノ東北陵ニ葬奉リシ月日ニアタレリ

中條正言らか書上に毎年九月十三日者畝火神宮祭礼ニ而郷中村人共野業相休候ニ付穢多共儀も同様生玉社へ造酒燈明等を献備いたし祭居候とみゆ然れハ九月十二日ならざることあきらけくはた東北陵に葬奉りし乙卯朔丙寅〔即十二日〕の日に當らざることいとく着明アキラケキにあらずや

此他ホカにも水島永政か山陵考中盛彬か山陵考山川正宣か玉たすきまた同人の山陵畧考北浦定政か山陵精考などいふもあれといつれも古事記傳山陵志などによりて説をなせるものなれハ其根本たる説を辨へつる上は其枝葉をとかく論ふもいたつることなれはみなはふまぬさてハ人々の考説とものをあらし論ひ辨へつれハ今ハ清臣かおもふよしをも書つらねて諸君の意見を問むとすその考は

東北陵ハ土人慈明寺山オミネヤマまた御峯山ウシトラなどよへる山の東北のかた三町許にあたりて廣さ方一町許

の地のあさなをミサンサイとよひ其北にならへる地また廣さ方一町許をツホネカサとよふ其ミサンサイツホネカサの地あはせて東西一町南北二町許あるを神武田とよひ来れりこれかの廟陵記に東北陵可三百年^一以来壞為^二糞田^三字^三神武田^一といひまた川路左衛門尉聖謨か奈良奉行なりしとき嘉永二年にかける山陵考にもこのミサンサイの地を御陵とさためて「今もなほそれとさたかにしらかしのかしこき跡は世にのこりけり」といひおけりし所にて其田圃のあさなともにミサンサイとも神武田とも的確^{クシカ}にいひ傳へきていとまさしき跡所とおもはるゝを前條に撮出さるゝとき説の出こし本源ハ古事記に白樺尾上と記して古写本にもカシヲノウヘ寛永廿一年の刻本には
シラカシヲノウヘと訓
たれとしらかしの
尾上とハよはず鼈頭本<sup>出口延佳か校正せ
る貞享四年の刻本</sup>にもカシヲノウヘとよみたるを本居宣長かかしの尾上とよみてさて其尾上の地理のことをとかく論^{ヨミ}ひしより世に學者とよはるる人たちいつれも高き尾上といふへき地勢ならてハとひたふるに其訓^{ヨミ}を信みしよりのことなりけりかの蘭笠の雲に猶此道を二町許北へゆけ八道の西手に畑のなかに半町許のほと耕さすあらしたるはかの丸山よりみえたる所にてミサンサイとよふ畑なるをこそ公より田作ることを禁^トめさせ給へりとそ^中今この田地も尾上といふへき地にあらず又陵の形状も亡^{カクテ}はてたれと今も神武田とよひ御陵といひ傳へきて正しく御陵の跡なること著くまた日本紀延喜式などに東北陵とあるにもよく合へれハこゝや実の神武天皇の畝傍山東北陵ならむかしさてまたおもふに古事記なる白樺尾上も白樺の尾上とよめるか故に山の尾上のことくも聞なせるれと白樺尾の上と讀ミてむには此邊の地名となれば地の

高からぬも何てふことかあらむ日本紀延喜式には他の御陵のごとく丘上とも尾上ともなく
た、東北陵とのみ記されたるハむかしより此御陵の高き地にあらざりし一つの証アカンともいふへく
やといへるはまことにうこくましき説にて日本紀に安寧天皇の御陵を畝傍山南御陰井上陵延喜式
ハ畝傍山
西南云々と記し懿徳天皇の御陵を畝傍山南織沙谿上陵など、記されし例によらハこの御陵も畝傍
山東北櫃尾上陵と記さるへきにた、畝傍山東北陵とのみ記されしハ山の尾上とまかはしめまじ
その撰者の心しらじならむとさへおもはるゝをやよしやさることならずとも古事記の古写本竈
頭本などにカシノウへとよみたる訓ヨミによらは其かし尾ハ一區の地名となるにあらすや其はよろ
つのごと素朴なる世なりしかハいと盛大に築上たりし御陵にはあらざりしからに二千餘年を経
にける其間には四邊の地を田に墾ハるとてハ樹木を伐採キリトり荆棘をかりはらひ田畑をつくとてそ
小川を疏通トホし小溝を掘切などして灌漑の便をなし或は畝傍山の山腹に洞村などいふ村落のいて
きしより山脈はますく立はなれ土地は日ごとに低くなりもて行て前條にいへる如く文祿年間
に既に田畑になりたれハいにしへの地勢のさながら残るへき理あらめや然れとも其地勢はミナ
から變りカバ果すして其山麓より御陵までの地ハむかし蜿蜒したりしありさまの田畑になれるなか
らに今もかつく残りハた御陵の封土もみなから亡果すウマハテしてかのミサンサイの地にいさゝか存
りハた其ミサンサイとも神武田ともひ来れる地はまさしく畝傍山の東北にあたりかつさきつと
し修陵のごとありしとき四邊より古代の祭器の類などあまたいてまた溝隍のありしとおほしく

て檜葉の大木の朽す残れるか埋もれたるなどあまたいたりきこれらをおもへは其地この御陵ならずして何帝の御陵とかいはむよく考ふへきことなりかしか、れは古事記傳も陵墓志も山陵志も打墨繩もおのか好むまにまに説をなさるにてみなあらぬひかこと、もあることをさとりへし

明治十一年十一月

大澤清臣

(富岡鉄斎筆)

此卷は清臣大和泉河内の御陵を巡視すとて堺へきたる折かりて寫しぬ時は明治十二年四月の初二なむ百鍊

又按するニ此卷のあけつらひハ動くましき説ともなく元より此 東北の御陵の地たる議はよく信じて疑はずしてありぬべし

明治廿二年五月大和高市郡高取之西村成卿(内)檀原宮址考并保存事建言ス(郷)

御採用ニ成ル地域ハ 買上其地ハ畝傍山ノ南東字高曾ト云凡四千余坪 富岡百鍊蔵

【註】

翻刻に際しては、変体仮名は現在用いられているかなに直し、漢字の旧字体や異体字はな一部を除いてなるべく残した。また、原史料にない読点は補わなかった。①②③は注である。

現代語訳

(外題)

「畝傍山東北陵諸説辨全」

畝傍山東北陵諸説辨全

大澤清臣

・神武天皇の畝傍山東北陵は、山本村の東の限、つまり畝傍山の東北の方三町半許りにある「神武田」という地に先年お定めになられたのは、本当にそうなって相応しいことと仰ぎ奉っているが、なおいかがであろうかと疑問に思う人もあるという。それは、あの「先入」とかいふ「言の主」となるのであろう。もし、その(神武天皇陵の)場所が間違っているのなら(神武天皇の)御陵の為にとても恐れ多いことであり黙っていることもできず、先輩の考説の要点を抄出してそれが当たっているかどうかをとまかくも判断して、そして自分(大澤清臣)が思うところをいおうと思う。

・松下見林(秀明)が元禄九年に著した『前王廟陵記』には次のようにある。東北陵(神武天皇陵)は百年ほど前から壊されて「糞田」となり、民はその田を呼んで「神武田」と字する。

「暴汚」のなす所、「痛哭」するべきである。

・自分（大澤清臣）は以下のようにいう。奈良奉行所附与力の中條正言の安政二年の『書上』には、『前王廟陵記』には「東北陵は百年ほど前から壊されて云々」とあるが、慶長二年から元禄九年までは年数が百年になる。山本村の「検地帳」は文禄四年で慶長以前に「ミサンザイ」「ツホネガサ」という田地はあるので、『前王廟陵記』の（本文では開地の年代は不詳であるものの文禄四年以前と思われる。なおまた、「神武田」は前出の「ミサンサイ」「ツホネガサ」の地に当るとあり、いまその「検地帳」の写を検討すると、「ミサンサイ」の地は合せて八反七畝二十一歩で「ツホネカサ」の地は七反三畝十九歩（ありせ有畝〔実際の面積〕二口を合せて二町歩余）あり、実にこの「書上」に記された通りである。そうならば、『前王廟陵記』に「百年ほど」というのは大よそのことであるのは明らかである。但し、「ミサンサイ」は「ミサ、キ」と言うのが訛って残っているのであるが、その字を記さなかったことはとても残念なことである。

・『御陵所考』（著者の姓名は記さないが、「神武天皇陵については」元禄十一年に幕府の命で定めた場所と同じである。このような訳で（ここに「ここに」記した）には次のようにある。（神武天皇陵は）四條村・小泉堂村の東にある。「字塚山」といい畝傍山の東北である。

・自分（大澤清臣）は以下のようにいう。これ（「字塚山」）は四條村から一町半ばかり東の田

圃の中の「冢山」とも「冢根山」ともいう「古墳」(古い時代の貴人の墓)のことで、その地は畝火山から東北に当たるといふ。その間は六町許りも隔たり、かつ今では「白檮尾かしお」といふ地もその間にあるので、上代であつても「畝傍山東北陵」などとその山の名称を冠していふような地勢ではない。これは前にみた「ミサンサイ」よりは若干その形状が備わつてゐるのにこだわつてこのような説をなしたものであらう。

・並川永らが享保十九年に著した『大和志』には次のようにある。畝傍山東北陵(神武天皇陵)は四條村にあり、(その) 祠廟は大窪(大久保)村にある。

・自分(大澤清臣)は以下のようにいふ。これもあの「冢根山」をいふので、それが當つていないことは前の条でいふ通りである。祠廟のことは、大久保村の松原為次の家に伝えられた「畝傍山古図」にその山の東の若干北寄りに御宮を画いて「しんむ様」と示したのに當る。それは今も、「十二社権現」とも「神武天皇の宮」ともいって大久保村の産土神のように齋き奉つてゐる宮である。但しその古図は三百年以前のもと思われるが、当地の指図で作成されたものではないので、詳しいことは記していない。しかし、記された限りのことについて考へるとどれも現在の实地によく合ひ、證となることがとても多い。

・本居宣長が寛政年中に著した『玉勝間』には次のようにある。神武天皇陵は今そのようにいふ所(大澤清臣がいふ、四條村の「冢根山」のことをいふ)は間違つてゐる所で、実は今綏

靖天皇陵という所（スイセン塚古墳）が神武天皇の御陵と自分（本居宣長）は考えて、すでに『吉野の道の日記』にそのように記したが、その後四、五年前に大和国の人竹口英斎が話すには、今綏靖天皇の御陵というのは何といつても綏靖天皇の御陵で、神武天皇の御陵は自分（竹口英斎）が確かに探し出した。『日本書紀』に書かれたことにもよく合う。それは、畝傍山の東北の方の麓にあつて「天皇の宮」と言う小祠のある山である。そこに字を「かし」という處がある。『古事記』に記された「かしの尾上」という名が残つたのであろう。山本村にある神八井命の御墓山からは東、小泉堂村からは南、大久保村からは西で、保良村という人里の辺りである。

・自分（大澤清臣）は以下のようにいう。本居宣長が神武天皇陵の所在について何かと論じた説は、『古事記伝』にも『萱堂日記』にもみえるが、『古事記伝』の説はあの「ミサンサイ」と「塚根山（塚山）」を混同している説なのでもちろん取るに足らない。この『玉勝間』には、それ以前の（本居宣長の）考えが間違っていたと自ら断っている。ここでは『古事記伝』の説はさて置いてこの『玉勝間』の説に限って記した。詳しくないことだと思つたり訝つたりしないでほしい。さて竹口英斎が「天皇の宮」という祠のある山だといつたのは、その地の字や形状をも述べていないのでどこを指しているか分からないが、保良村という人里の辺りであるとみえるので、（これを）合わせて考えると、謂う所の「天皇宮」は洞村の

「生玉社」のことと理解される。その社は昔も今も「生玉社」とのみいうのであって「天皇宮」といったことはない。あの棟札に「奉生玉明神造宮息災延命福貴所祈也寛文八歳九月吉日」と記したのはとても良い證である。なお、「かし」という字も広く土地の人に尋ねて調べたが、その山の東北の方面はもろんのこと、およそ畝傍山の内でそのような字の地は聞きも伝えもしないということであつた。竹口英斎がいうこともとんでもない戯言と考えられる。

・〔『玉勝間』の続きには次のようにある。〕その（神武天皇陵の）付近の田地の字に「神武田」また「みさんさい」等という所もあると（竹口英斎が）いつて、総てこの畝傍山に接する御陵をととても詳しく考えて書いた図も（自分〔本居宣長〕に）見せた。同じ国の中で特に近い所であるからしばしば行つて見て考えて定めたものである、と語つた。これを聞いてみると、自分（本居宣長）の先の考えはやはり当らない。実にこの人（竹口永斎）がいう所がそれ（神武天皇陵）であろうと思われる。

・（自分〔大澤清臣〕は以下のようにいう。）「神武田」や「ミサンサイ」などと呼ぶ地は、畝傍山から三町半許り東北の方に離れているので、「洞村」の「生玉社」の辺りの地の證として採用することができよう訳もないのに。

・竹口英斎尚重が寛政九年に著した『陵墓志』には次のようにある。山本村領の「保良」という所に段に築いた岡がある。これは畝傍山の北の尾崎でその形は南北に長く馬のひげのよう

である。字を「カシフ」という。その傍に小祠があり「天王」という。或いは「コレウ」という。考えると、「カシフ」とは『古事記』にいう「白檮尾」の略で「檮尾」の転じたものである。小祠を「天王」と言うのは「天皇」、また「コレウ」というのは「御陵」のことである。

・自分（大澤清臣）は以下のようにいう。（竹口永斎が『陵墓志』で述べるのは）「御殿跡」とも「御殿山」ともいい、また北浦定政が嘉永元年に著した『打墨繩』には「丸山」という地のことであろう。その地は（畝傍山の）山腹の少し平らなだけで窪みになっている所も高くなっている所もなく、南はたちまち高く聳え北はただ下りに低くなつて陵が崩れた跡ともみえず、また「白檮尾上」というような地勢でもない。また畝傍山の東北を示す方角でもない。またこのように段に築いたのでもなくまた馬の髭ひげの形が備わっているのでもない。それならもちろん古墳かもしれないというような所ではないことは明らかであろう。「天王祠」のことは『玉勝間』の説を議論した箇所であった通りである。また「カシフ」という字も「コレウ」という名も広く尋ねたが全く知っている人はなく、またそのような字など土地の人も聞き伝えたことはないという。

・（竹口英斎著『陵墓志』は、「右に続けて」次のようにいう。）またこの岡の南東の山を「磐根山」といい、砥石を出す。これも「磐余山」の転じたもので、これも段に築いている。また、

田地の「ミサンザイ」と「ジブデイ」（「神武田」というのも何れも兆域の内だからである）^①。

・（自分〔大澤清臣〕は以下のようにいう。）「磐根山」というのは、洞村の北東の端から山上の畝傍神社に詣でる道の東側に山骨が隆起して（岩石が）露出した所がある。土地の人は「吹上^{アゲ}」とも「白土鼻」とも「岩鼻」ともよぶ、そのことであろう。あの「生玉社」から一町許り東少し南に寄った山腹がさし出た所である。さてそこから砥石が出るのは（そこが）自然山であることの證で人造のものでないことがはっきりしているではないか。そうであれば、「磐根」が（磐余が転じたものでもなく、また段に築いたものでもないものを、どうしてこれをも御陵であろうと思うのか。この御陵の説は、もちろんこの書（竹口英齋著『陵墓志』）の内の「未考得部」^②に属することを示す墨点が施されているので、（竹口英齋のことを）答めるべきでもないが、「神武田」の地をも「生玉社」の傍の岡の兆域の内といのはまことにいうにも足りない考えであり^③、この（神武天皇）陵の兆域が『延喜諸陵式』に「東西二町南北二町」とあるのを、その四至（境界）であるということすら理解しない議論である。

・蒲生君平が文政年中に著した『山陵志』には次のようにある。神武陵は畝傍山の東北の岨にあり「白檮尾上」という。考えてみると、（略）尾上は山の岨の尾のようなものの上で、今畝傍山の東北の岨で呼んで「御陵山」という所は、墳然として隆起する。註。『大和志』はこれ

を神八井の墳とする。神八井が畝傍山の北に葬られたのは史書にみえるといっても、そこは山の嶋の平地であって（それが）どこにあるかは詳らかではない。今（『大和志』は）、みだりにこれを（神八井の墓だと）認めてしまう。もし神八井の墳としてもその位はすでに人臣であり、なぜこれを御陵と謂うのか。今（これを）御陵というのは土地の人の伝承（「土人口碑」）をそのままに偽らないのである。

・自分（大澤清臣）は以下のようにいう。「御陵山」の字のことは北浦定政が嘉永元年に著した『打墨繩』に、「今その「御陵山」を尋ねても（そこを）知る人はいない」とあり、中條正言等の『書上』にも、「この畝火山の内の「御陵山」という場所を捜したが、知らないということであった。山本村の役人や洞村の「穢多共」に糺したところ、畝火山の内にそのような地名は聞き伝えもないと申し立てた」とあり、（また）「御陵山」というのは、「（『山陵志』の）本文に「土人口碑」とあるが聞き伝えもないので、もしかすると『大和志』に寄せて附会したものであろうか」とある。自分（大澤清臣）もその地に行った際、土地の昔のできごとをよく知っている人多くにあれやこれやと聞いたが、そのような字は聞き伝えないと皆がいった。しかし本書（『山陵志』）は東北嶋がやはり墳然と隆起したなどとみえることよって考えると、『陵墓志』に「磐根山」といい土地の人が「吹上」とも「白土鼻」とも「岩鼻」とも呼ぶ所のことをこのようにいったのであろうか。そこは本当に東北の嶋というべき方角であ

るが、あの墳然として隆起したものは白色の山骨の露出したもので御陵と思われるような所ではないことについては、『陵墓志』の説を取り上げた所ですでに述べた通りである。また『大和志』に「神八井耳命の墓は山本村にあつて「御陵山」と称し小祠があり「若井耳」と曰う、綏靖天皇四年夏四月に神八井耳命薨じ畝傍山の北に葬す」とある。つまりこれは享保十九年（『大和志』のこと）に述べた「御陵山」の字も「若井耳」という小祠の称も、今はそのように聞かないが、あの「白土鼻」から西の少し北の四町許り隔たつた山本村にあることは明らかであるのを、本書（『山陵志』）にいう東北嶋の地を『大和志』にいう所のことと思ひ違ひをしたのは、まことに良くないことである。

・『(前王) 廟陵記』には次のようにある。畝傍山東北陵は百年以来犁かれて「糞田」となり、名付けて「神武田」という、猶数畝を残して一封の塚となる。今その地を問うと果していわゆる「神武田」がある。ところがこれは平地であつて山嶋を距てること東北に三町許りである。よつて「尾上」の名に合わず、かついわゆる数畝を残して一封の塚を為すものはまた「神武田」にはない。

・(自分〔大澤清臣〕は以下のようにいう。) 神武田一名「ミサンサイ」の地に盛土（「封土」）があることは、中條正言らの『書上』に、「ミサンサイの内小丘壺ヶ所」は、東西三間五尺・南北四間一尺・根廻り十間四尺で、方形中高で東西が長い。中央は高さ三尺ばかりで榎一本・

「荆木」一株と芝草が茂る。畝火山からの方位は「午」（南）の「九歩半」に当り麓まではおよそ三町半隔たる。同所「芝地」は、円形の平地で、根廻り八間五尺・東西二間五尺五寸・南北も同、中央はおよそ高さ二尺で樹木は無く草原の地であり、右の小丘から方位は「辰」（東南より若干東）に当り六間一尺離れる」と記され、本書（『前王』廟陵記）にいう通りではないことは明らかである。

・（『山陵志』には次のようにある。）「神武田」の一名は「美贇佐伊」であり、これは「美佐佐岐」の訛ったものでつまり山陵をいう。山陵と廟とは俗に混同される。今「神武田」を「美佐佐岐」という。恐らくそこにかつて廟があったからであろう。

・（自分〔大澤清臣〕は以下のようにいう。）「ミサンサイ」が「美佐邪岐」の訛りであることはいうまでもない。しかし、山陵（のこと）を発音が崩れて「ミサンザイ」「ニサンザイ」「サンサイ」「サンサイサン」といいあるいは山陵のある山や野を「御廟山」「御廟野」、「御冢」を「御廟冢」などとよぶのは普通のことによく聞かれるが、「御宮」のことをありふれたように「ミサッキ」あるいは「ミサンサイ」などとよぶことは決して例がないことである。そうであれば土地の習慣でもそのように混同しないことは明らかである。

・（『山陵志』には次のようにある。）伝えではかつて神武の祠廟は「神武田」の地にあったが、かつて（そこが）水害にあつて祠廟が流されて、後に大窪村（大久保村）に遷され、大窪寺

の趾は国源寺にある。

・(自分「大澤清臣」はいう。)これも中條正言等の『書上』に、「かつて水害があつて(「神武田」にあつた) 祠廟を大窪村に遷したのことに ついて調べたが、山本村や大窪村(大久保村)が地頭所に書類(「書留」) または申し伝え一切はないということであつた。畝火山神宮文庫所蔵の古絵図に神武天皇の祠宮は現在の場所に方位が相当する(大澤清臣がいうには、これは大久保村の西北の方に斎きまつる祠のことで、図面に御宮をかつて「しんむ」と記してあるのがこれである)ので、右の説は信用し難い」と記されている通りである。自分(大澤清臣)もその地に行くごとに例の里老の多くにしばしば問うてみたが、昔からそのような聞き伝えは全くないということであつた。またその「神武田」の地は他の田圃から二〜三尺許りも高いので、水害の恐れはない。また御陵の辺りに「桜川」とも「来目川」ともよぶ小川はあるが、そのように増水するような川ではないので水害があつたことはなく、やはりそのような伝説がないこともとても明白ではないか。

・(『山陵志』には次のようにある。)また伝えるには、国源寺もかつて「神武田」の辺りからここ(大窪村)に遷つた。『多武峯畧記』に、泰善法師が天延二年三月十一日に畝傍の東北で一人の不思議な老人に遇つた。泰善に「朕のために大乘法を講じ国家の栄福を裨れ。朕は人皇の始祖だ」というと姿を消した。泰善はこの瑞により毎年三月十一日に来て法華を唱えた。

それで貞元二年に大和守藤原国光はその為に堂宇を創り国源寺と名付けた。その説が偽りなのは仏僧のよくすることであるが、堂宇はこれによつて創られたのであり神武天皇の祠廟も同寺の中にあつたのであろう。つまり「神武田」の傍らを「塔垣内」ということを考えると、その頃に塔や廟を建てたことにより「ミササキ」と称したのか。

・(大澤清臣は以下のようにいう。) 国源寺は、「神武田」の東の「塔の垣内」とよぶ辺りから大久保村辺りまでの地にあつたことは明らかである。それは、あの「畝火山古図」に神武天皇の御宮の東南の方に堂を画いて観音堂と示している。これがあの「神武田」の東南の大久保村に三間四面の堂が残つて、今でも国源寺の観音とよぶだけでなく、その地の字などを考えるとあの「塔の垣内」の北を「北塔の垣内」、南を「南塔の垣内」とよび、その「南塔の垣内」の東の地を「西金堂」、その東を「東金堂」、その東を「門田」とよび、またその南を「松原」とよび、その南にあの観音堂がある等ということによつてますます間違いない。そうであれば(谷森善臣著)『蘭草乃雫』にあの「御陵山」を批判するということで、『山陵志』にある説を皆間違つたことであるといひ、また山川正宣の『山陵考畧』に、『山陵志』には今大久保村にある国源寺も帝祠(神武天皇の祠)もはじめはここ(大澤清臣の註、「ミサンサイ」のこと)にあつたというが明らかな證ではないといつたなど、まことにしかるべきことである。そもそもこの『山陵志』にいうこととその説の要点とする「御陵山」の字も、土地の人

に伝わったということであるが、昔からそのようなことは少しも聞かれない。また、墳然として隆起したと示す地も東北隅には当るものの、前にもいったように、その山（畝傍山）の山骨が露出して砥石が出ることから、自然の山であることは明らかで、また昔水害で漂った後に大久保村に遷したという御宮のことも、そのような伝説がなければあの『藺草乃雫』にいうように、みな甚だしい強引な説のようであり、このようにひたすらに論ずるのも理由がないように思うが、世に名の聞えた人の考説なので、すべての人がこの書（『山陵志』）の説を採用してあれこれいうので、仰々しく思うままに煩わしいほどの余計な言葉をも記した。各位におかれては、よく考え正して削除したり改めたりしてほしい。

・津川長道が文政十二年五月に著した『卯花日記』には次のようにある。神武天皇の御陵を拝もうと、先ず四條村の「塚根山」に詣でた。（略）畝火山東北の下の洞村である。この里は山本村の枝村で「穢多」が住む。この村の神祠に詣でるが祭神は不明である。里人に問うと「生玉」と答えた。これから山に登って道もない険しい坂を越えあちらこちらについて尋ねると、この山（畝火山）の東北の尾上に松が高く茂って特に高い所がある。里人は「白土の鼻」または「岩鼻」という。見渡すと何となく御陵の様子と思われる。およそここに違いないであろうと推測したがなお「旧證」がないので、この山を南に下りて畝火村に行った。（略）あの村長の翁で字を甚兵衛という者が帰ってくるのに会った。そこで翁に神武天皇の御陵のこと

を尋ねたところ、翁は、この御陵については「塚根山」と古く（から）申し伝え、公にもお定めになったのでその他には知ることもない。しかしこの辺りの年老いた翁なども何やら今の所（「塚根山」）は違うようにいう者もなくはないという。それならこの山（畝傍山）の字にもしかしたら「かしの尾」「白かし」等という所はないかと問うと（略）この山の北のはし東のすみに「白かし」という所はあるという。それなら道案内をしてほしいと（略）翁に従って行くと、この山の東方の大道をまっすぐに北に行って北のすみの洞村の上に竹むらのある所を教えて、「こここそ「白かし」という所である。畝火村と山本村の領の堺である」という。これは先に見た「白土の鼻」または「岩鼻」という所である。またこの辺りの村里に郷踊りというところがあり、畝火の神に願い事をしてその願が満ちたら村むらから出て大踊をすることがある。毎年あるのではないが、二十年・三十年（の内）には必ずある。その時にはここで踊りをするのが古い例となっているという。この様子は山に沿って少し平地になっていて、何やら古の宣命所であったと思われる。そのような訳で、ますますここが（神武天皇の）陵に違いないと決めた。

大澤清臣は以下のようにいう。「吹上」または「白土鼻」「岩鼻」という所は、（竹口英斎著『陵墓志』に「磐根山」と記し『山陵志』に「御陵山」という所のことで、いずれもその条で詳しく述べた通りである。また、「白かし」の字については、中條正言等の『書上』に、「畝

火村の甚兵衛が「白土鼻」を「白かし」といったのは、津川長道が尋ねたのに答えて「白かし」と附会の説を答えたものか。または、上古の畝火山の東北は総じて広く白禱原の都の附属地で「白禱原」「白禱尾上」といったのを、言葉を略したり誤って伝えたりして「白かし」と称したのでもあろうか。(略)どちらとも分らないので「明證」にはならないのではないかと存する」という通りである。自分(大澤清臣)も、「白かし」の字には騙されたことがあったが、それでも多くの里老に問い本当にそのようによぶ所はないということがわかったことがあった。すべてこのような類の字は諸国の人がその地の周辺に行つては何かと尋ねる人が多く、(そのことを)聞いて忘れないでいて、そして(その字を)かつてからあつた字のように自慢げに語る小賢しい人も時にはいる。実に用心しなければいけないことである。

・北浦定政が嘉永元年に著した『打墨繩』には次のようにある。畝火山の東北を洞村という。その村の上に(神武天皇陵は)ある。「字丸山」とよぶ。

・自分(大澤清臣)は以下のようにいう。この「丸山」のことは(本居宣長著)『玉勝間』の説に、「畝火山の東北の方の麓にあつて「天皇の宮」という祠のある山である」「山本村にある神八井命の「御墓山」からは東、小泉堂村からは南、大久保村からは西で、「保良」という人里の辺りである」といい、(竹口英齋著)『陵墓志』には「山本村領「保良」という所に段に築いた岡がある」などという所に当る。それは里俗に「御殿跡」とも「御殿山」とも今は「丸

山」ともよぶ所で、その地が御陵ではないことはその書について議論をした条にすでにいた通りである。但し「丸山」という字は『玉勝間』にも『陵墓志』にもそのように記されていない。あるいは、現在土地の人が皆そのようによぶのでもないことを思えば、あるいは北浦定政が作った地名なのではないだろうか。

・〔打墨繩〕の続きには次のようにある。『山陵志』には、「神武（天皇）陵は畝火山の東北の嶋をよんで「御陵山」という所」「その下を洞村という」とあるが、今その「御陵山」を尋ねると知る人はいない。あるいはこの「丸山」を古くは「御陵山」とよんだのであろうか、とある。

・（自分〔大澤清臣〕は以下のようにいう。）「御陵山」という字が畝傍山の内に全く聞えない字であることは、『山陵志』の説を議論した条ですでにいた通りである。但し、『山陵志』がいう「御陵山」は土地の人が「吹上」とも「白土鼻」ともよぶ所のことであって、「丸山」のことではない。それは、「畝傍山東北嶋」、また、「墳然隆起」などということで理解できよう。とはいいが、「御陵山」という場所が定かではないのでとても紛らわしく思われ、「丸山」のことを指しているのであろうと（は）推量（することも）できない。しかしどちらでも当らないことはすでにいた通りである。

・〔打墨繩〕の続きには以下のようにある。この「丸山」の側に神功皇后の小社がある。これ

は、「神武社」を後世「神功社」と誤って伝えたのか。

・(自分〔大澤清臣〕は次のようにいう。)
「丸山」の東の傍の小社は昔も今も「生玉社」とよんでいて「神功社」とよぶことはなく、また、神功皇后を斎き祀るのでもない。だから、後世そのように伝え誤ったのでもないことは明らかである。この社のことも『玉勝間』の説を議論した条で既に詳しく述べた。

・(『打墨繩』の続きには次のようにある。)
この小社の祭礼は九月十二日である。つまり、神武天皇をこの畝火山の東北陵に葬り奉った月日に当る。

・(自分〔大澤清臣〕は以下のようにいう。)
中條正言等の『書上』には、「毎年九月十三日は畝傍神宮の祭礼で、郷中の村人共が野業を休み「穢多共」も同様に「生玉社」へ造酒・燈明等を献備して祭っている」とある。それなら(祭礼がなされる日)が九月十二日ではないことは明らかで、その上(畝傍山)東北陵に(神武天皇が)葬られた(神武天皇崩御の翌年の九月)「乙卯朔丙寅」(十二日)に当たらないことも大変明らかではないか。

・(自分〔大澤清臣〕は以下のようにいう。)
この他にも、水島永政の『山陵考』、中盛彬の『山陵考』、山川正宣の『玉たすき』『山陵畧考』、北浦定政の『山陵精考』等もあるが、(本居宣長著)『古事記伝』や(蒲生君平著)『山陵志』等によって自説を展開したものであるから、その根本の説を検討したのであればその枝葉をあれこれ議論するのも無用でありその総ては

取り上げない。さて人びとの見解の要点の大略について議論し検討したので、ここでは自分（大澤清臣）が思うところを書いて諸君の意見を聞こうと思う。

・その考えとは、（畝傍山）東北陵は土地の人は「慈明寺山」また「御峯山」等とよぶ山の東北の方三町許りに当り広さ方一町許りの地で字を「ミサンサイ」とよび、その北に並ぶ地のまた広さ方一町許りを「ツホネカサ」とよぶ。その「ミサンサイ」「ツホネカサ」の地を合せて東西一町南北二町許りあるのを「神武田」とよんでいる。これがあの『(前王) 廟陵記』に、「(畝傍山) 東北陵百年ばかり以来壊れて「糞田」となり神武田と字す」といい、また川路左衛門聖謨が奈良奉行であった頃、嘉永二年に著した『山陵考』（『神武御陵考』あるいは『神武御陵考草案』）でもこの「ミサンサイ」の地を（神武天皇の）御陵と定めて「今もなほそれとさたかにしらかしのかしこき跡は世にのこりけり」と言い置いた所で、その田圃の字に「ミサンサイ」とも「神武田」とも確かに言い伝えてとても正しい跡と思われるのを前条に抄出した際に、（新たな〔神武天皇陵の場所についての〕説が出てきたもとは、『古事記』に「白檮尾上」と記して、古写本にも「カシヲノウヘ」（寛永二十一年の刻本には「シラカシヲノウヘ」と訓んだが、「しらかしの尾上」とはよばなかった）、龍頭本（出口延佳が校正した貞享四年の刻本）にも「カシヲノウヘ」と読んだのを、本居宣長が「かしの尾上」と読んで、そしてその「尾上」の地理についてなにやかやと議論したことによって、世に学者とよばれる

人たちが皆、「高い尾上」という地勢でなくてはとひたすらその訓みよを恃たのむようになってからのことである。

・あの（谷森善臣著）『藺笠の雫』に、「なおこの道を二町許り北へ行けば、道の西手の畑の中に半町許りの耕さずに荒れているのは、あの「丸山」からみえた所で、「ミサンサイ」とよぶ畑なのを、去年公より田を作ることを禁じられたということである（中略）今この田地も尾上というような地ではない。また（神武天皇）陵の形もなくなり果てたが、今でも「神武田」とよび「御陵」と言い伝えまさしく御陵の跡であることが著しく、また『日本書紀』や『延喜式』などに「東北陵」とあるのにもよく合うので、こここそが本当の神武天皇の畝傍山東北陵であろう。さてまた思うに、『古事記』の「白禱尾上」も「白禱の尾上」と読むので山の尾上のようにも聞こえるのであるが、「白禱尾の上」と読むのならこの辺りの地名ということになり、土地が高くないことも何ということがあるか。『日本書紀』や『延喜式』には他の御陵のように「丘上」とも「尾上」ともなかっただ「東北陵」とのみ記されたのは、昔からこの御陵（神武天皇陵）が高い土地にはなかったことのひとつの證あかしともいべきであろう」というのは全く動かない説で、『日本書紀』に安寧天皇の御陵を畝傍山南御陰井上陵（『延喜式』には畝傍山西南云々）と記し、懿德天皇の御陵を畝傍山南織沙谿上陵などと記された例によれば、この御陵（神武天皇陵）も畝傍山東北禰尾上陵と記されるべきなのになだ畝傍山東北

陵とのみ記されたのは、山の尾上と間違えさせないようにとの（「畝傍山東北陵」との陵号の）撰者の気持ちに分らないこととさえ思われる。仮にそうでないとしても、『古事記』の古写本や鼈頭本等の「カシノウヘ」との訓みによれば、その「かし尾」は一区の地名ではないのか。それは総てのことが素朴な世の中であつたので、とても盛大に築き上げた御陵ではないのであるから、二千余年を経るその間には四辺の地を田に開墾するといつては樹木を伐採し荆棘（いばら）を刈り払い、田畑を作るといつては小川を通し小溝を掘り切るなどして灌漑の便をなし、また畝傍山の山腹に洞村などという村ができてからは山脈はますます離れ土地は日ごとに低くなつていき、前条でみたように文祿年間にはすでに田畑になつていたので、古の地勢がそのまま残る訳があるであらうか。しかしその地勢は残らず全部変わり果つたのではなく、その山麓から御陵までの地は昔うねうねと屈曲していた様子の（ままの）田畑になり、今でもともかくも残つていて、また御陵の盛土（「封土」）も残らずなくなつたのではなく、あの「ミサンサイ」の地に少しだけ残り、あるいはその「ミサンサイ」とも「神武田」ともよんできた地は、まさしく畝傍山の東北に当り、その上先年修陵があつた頃、あたりからは古代の祭器の類などが多く出、また溝隍があつたと思われて檉栗の原木が朽ちずに残つたのか埋もれたものなどが数多く出た。これらのことを思えば、その地がこの（神武天皇の）御陵でなくて何天皇の御陵というのか、よく考えるべきことであることだ。そうす

れば、(本居宣長の)『古事記伝』も(竹口英斎の)『陵墓志』も(蒲生君平の)『山陵志』も(北浦定政の)『打墨繩』も、己が望むのに任せて説を述べたのであって、すべてとんでもない道理に外れたことなどがあることを知るべきである。

明治十一年十一月

大澤清臣

(富岡鉄斎筆)

・この巻(『諸陵辨』)は、大澤清臣が大和・和泉・河内の御陵を巡視する途次に堺に來た時に借りて写したものである。明治十二年の四月の初(旬)であった。百鍊

・また考えると、この巻での説は変化することはない説ではないので、もちろんここが東北の御陵(神武天皇陵)の地であることは、よく信じて疑わないようにあるべきことである。

・明治二十二年五月に大和高市郡高取の西村成卿(内)が檀原宮址考と保存の事を建言した。

・御採用になる地域は買い上げ、その地は畝傍山の南東の字高曾といよいよ四千坪である。

富岡百鍊蔵

註

① 竹口英斎著『陵墓志』のこの引用箇所は、「磐根山」についての前段と「ミサンザイ」「ジブダイ」(「神武田」)についての後段から成るが、その前段と後段の間には、原文では「又

初ニ云フ」とあるのであって、そこから以降は後段の「ミサンザイ」「ジブデイ」（「神武田」）についての事柄に切り換わっている。従って、大澤清臣が『諸説辨』の本文でこの引用箇所前段と後段を続けて解して、竹口英斎著『陵墓志』が、恰も「磐根山」と「ミサンザイ」「ジブデイ」（「神武田」）が同一あるいは近接する地であるかのようにして批判するのは、当を得たものとはいえない（奈良県立図書館所蔵竹口英斎著『陵墓志帝皇陵卷一』（『新日本古典籍総合データベース』による）。念のため、当該箇所の原文を左に掲げる。

又此岡ノ南東ノ山ヲ磐根山ト云砥石ヲ出ス是モ磐根山ノ轉ゼル是モ段ニ築キタリ又初ニ云フ田地ノ字ミサンザイジブデイト云モ何レモ兆域ノ内ナレバ也

② 竹口英斎は『陵墓志』で、それぞれの陵墓の比定について、まだ考える余地がある場合には「未考得分」として「●」印〔本文では「墨点」。以下同じ〕を、正しいと思われる場合には「的當之分」として「○」印を付している。神武天皇陵については、「未考得分」として「●」印が付されている。

③ 註①でみた通り、この大澤清臣の判断は間違ったものである。

【付記】

本論文中において史料を引用するに際して、今日では差別的と思われる表現が含まれるが、これらの記述は当時の時代・社会意識を反映させたものであり、歴史的資料としての性格上そのままとした。著者に差別を助長する意図は一切ないことをここに明記する。

なお本論文は、著者が研究代表者をつとめる令和四年度成城大学特別研究助成「天皇・陵に関する歴史史料についての基礎的研究―神武天皇陵・長慶天皇陵をめぐって―」の成果の一部である。